

第30回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

日 時 平成15年6月6日(金)午前10時から午後3時40分まで
場 所 百景苑「百景の間」
出席者 宮地委員長以下14名9名出席
(大熊委員、五十嵐委員、風間委員、松岡委員、宮澤委員 欠席)

田中治水・利水検討室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から第30回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催いたします。開会にあたりまして宮地委員長からごあいさつをお願いいたします。

宮地委員長

はい。大変ご多忙のところを、松島委員には新潟から駆け付けていただきありがとうございます。今日は30回というちょうどきりのいい委員会になりましたけれども、ちょっとごあいさつを申し上げます。

前回の検討委員会では黒沢川の答申を大体ご了承をいただきました。それに加えて駒沢と角間の審議をお願いをいたしました。本日はそういう意味で、駒沢と角間についての審議に集中をいたしたいと思っております。駒沢川につきましては、審議と実は並行をいたしまして前回たたき台を作るということで、起草委員による答申案の作成も進行しております。今日、いろいろとご質問もございましてお答えも出てくるわけでございますので、今回の、本日の審議も合わせまして、まとまった段階で委員会に次回は提出できると考えております。それから角間川につきましてもいくつかの資料が要求してございますので、それのご報告をいただき、特に利水の対策について審議を進めてまいりたいと考えております。それから、既に薄川と黒沢川、郷土沢川、これは答申案まとまっております。実はそれをいつ提出するかにつきまして県の方とご相談したんですが、次回の6月12日に予定しております次回の委員会の最後に、実は知事がおいでくださるそうでございます。だから、そこで答申案を三つまとめて提出をしたいと思っております。実は、そういうことを申しましたのは、私どもの任期中に知事がこの会議に一遍もお顔を出席していただく機会がなかったものですから、一遍来ていただきたいと申し上げたところがそういうことになりました。だから、ちょうどいい機会でございますので、お願いをしたいと思っております。それから、もう一つたぶん委員の皆さんもお気になさっておると思うんですが、私どもの任期は6月24日まででございます。それまで今月3回の委員会、20日まで予定しておりますが、できるだけその間になんとかしたいと思っておりますが、また後ほどご相談申し上げますけれども、ひとつご協力をよろしくお願いしたいと思っております。本日は5時まで予定しておりますが、その前にちょっと駒沢の起草委員の委員会もちょっとやりたいと思っておりますので、少し早めに終わりたいと考えておりますけれども、ひとつよろしくご協力をいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

田中治水・利水検討室長

はい、ありがとうございます。ただ今の出席委員は14名中8名でございます。条例の規定によりまして本委員会は成立いたしました。なお、石坂委員、宮澤委員におかれましては午後から出席というご連絡をいただいております。それから資料の確認をお願いしたいと思いますが、資料1番として圃場整備の事業平面図。それから資料2ですが、農業用水確保比較表。それから資料2-2ですが水稲共済制度のしくみです。それから資料3としまして、角間砂防ダムを利用した場合の試算の資料です。それから番号振ってございませませんが、松島信幸委員の方から提出の八ヶ郷に関する資料ということでございます。以上です。

それでは、議事進行の方をお願いいたします。

宮地委員長

はい。それでは本日の議事録の署名人をお願い申し上げたいと思います。今回は松島貞治委員と松島信幸委員、お二人をお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ってまいります。まず始めに、駒沢川の流域の治水対策案、これについての審議から入りたいと思います。前回の質問、ご質問で圃場整備についていろいろご質問がございました。そこでそれについてご返事をいただきたいと思います。土地改良課の方から圃場整備についてのご説明をお願いできますでしょうか。

幹事（土地改良課）

お待たせしました。土地改良課の粕尾と申します。

前回、松島委員さんの方から圃場整備事業のですね、現況の圃場整備する前の図面等がないかということでご要望がありまして、町の方に問い合わせたところ、資料1というふうに書いてあります、これいくつか現況の道路それから水路の図面がございましたが、お手元には現況といえますか、従前の用排水路の網図を書いたものをお配りさせていただきました。圃場整備した従前のものと、それから計画のもの、もうちょっと大きな工事に使った1/1,000の図面もございましたので、一応、その後ろの方に合計3枚提示してございます。これがご要望がありました図面の関係でございます。それから、圃場整備の目的、圃場整備をしたきっかけというのが、塩嶺トンネルの開削によって地下水が下がり、そのことが原因ではないかというようなことがございましたが、役場、それから地元関係者の方にちょっと聞き取りをしましたが、そのような事実を確認することができませんでしたのでご報告いたします。

引き続いてよろしいでしょうか。農業用水の対策案につきまして、ポンプアップとかため池、比較してみなさいということだったものですから、次、資料2の方へ入らせていただきますが、松島委員さんの方からですね、小野小学校のへの用水からポンプアップを試みてはどうかということで試算をしております。資料2の2枚目のA3の縦のカラーコピーの資料でございますが、ちょっとご説明いたしますが、水路がですね、小学校の南側とそれから北側と二つ末端がございまして、主には小学校の北側のところへ排水、残水が出ていくということで、南側の小さな水路からいったん水を集めてP2、ポンプ2というふうに書いてありますが、こちら側へ1回送ってですね、それから残水とはいえ皆さんで利用できるというような計画を立ててみましたので、ここから細洞のため池までポンプを1回、ポンプを使いまして一度反復、ポンプアップして反復利用を図ろうという計画のものを試算してみました。前提とすると、ため池の拡張、拡張の下で確保される26,000m³を、渇水の年にですね、取水制限60日間あったということで、26,000m³を60日間掛かって上げたらどうなるかという試算でございます。概算工事費ですが、ポンプとか管路とか、一切合切合わせまして1億5,000万円ほどの経費が掛かるという概算でございます。それから、ポンプの電気料ですが195万円ほど、60日間運転すると掛かるというような金額が出てございます。それから前回ですね、ため池とその反復と、いろいろ一つに合わせて比較してみなさいということだったものですから、資料2の表のですね、1枚目のA4の1枚の方のところに比較を作っております。ため池の拡張案ですと、前々回ご説明しましたが、ため池の補強に1億1,000、拡張に2億2,000ということで、初期投資が3億3,000万円掛かってございます。80年間の間にいくら掛かるかということで、堤体の耐用年数が一応80年ということで考えておりますので、80年間で比較しております。そうしますと、ため池の取水工とか余水吐の耐用年数が30年でございますので、これの補修、80年間の補修に2億1,000万円ほど掛かります。そうしますと、初期投資の3億3,000と合わせまして、5億4,000万ほど、ため池ですと80年間に経費が必要になるという試算でございます。農業用水の、先にご説明しましたポンプアップで反復利用を図る案ですが、初期投資、施設費として1億5,000万円、それから、ため池等の施設に比べましてポンプですとか圧送の管路、これの耐用年数が短うございますので80年間の間には

補修費として4億2,300万円、それから、電気代が1億5,600万円ほど掛かる試算となっております。合計しますと7億3,000万円ほど掛かるというような数字が出ております。それから、27haで水稻を全体いくぐらい生産されるのかというような質問がございましたので、一番左側にですね、27haで辰野町の10年間の平均の10アールあたり反収で610キロほど米が生産されておりますので、生産者米価13,000円なにがし掛けますと、年間3,700万円ほどの米の生産者の価格になるという試算を比較して出させていただきました。

それから引き続きまして水稻のですね、補償の関係、水稻共済制度ということで農政課の方からご説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

幹事（農政課）

はい、ご苦労さまです。農政課の農業団体共済係の清水真巳でございます。ご質問ございました共済制度の仕組みについてということでございます。水稻の、いってみれば保険制度でございます。これにつきましては、設問ということで、一反部あたり、10aあたりの水田が干ばつを受けた場合に稲が枯れてしまったと、こういう場合にどんなふうになるんでしょうかということで、ケース1、ケース2ということで、田植え直後に水がなくなってしまいまして稲が枯れた場合、これは移植不能とっておりますけれども、扱いになるというふうにしております。もう一つは8月、お盆過ぎに、お盆前後に穂が出ますけれども、この穂が出る時期が重要になりまして、この時期に水がまったくなくなって収穫皆無と、こういった場合どのような取り扱いされるかっていうことでご説明させていただきたいと思っております。

まず、前提条件でございます。水稻、稲につきましては20a以上作付けしている農家は加入していただくという制度になってございます。10a以上から20a以上の水稻を作付けしてる農家につきましては、希望に応じて加入できるシステムになってございます。県下では現在のところ水稻作付けの84.3%にあたります約30万haがこの保険制度に加入していただいております。9万6,000余の農家の皆さんに加入していただいております。では、こういった場面でこの保険金が下りるんだろうかということで、これが規定がございまして、気象災害などが対象ってということで、この場合ですと干ばつってことになります。対象になります。人的な災害につきましては対象から外れております。それから補償期間につきましては、田植えから収穫までの間ということで、この間に気象災害などが起きた場合に保険金が下りますということでございます。あと金額、システムの面ですが、10aあたりを例に取りまして以下ご説明したいと思いますけれども、まず基準収穫量ということで、農林統計情報事務所さんの方で毎年平均収穫量を出しておりますが、これの7年のうち5年の一番上と一番下の多い・少ないものは外しまして、いわゆる75とっておりますが、この平均を基準収穫量とっております。長野県の場合には609キロってことになってございます。これの引受収量というのが、この70%が引受対象に考えております。これで最大全滅した場合にはどのくらい出るかっていうのが一番でございます。補償金額、これに国の方で過去5年間の米の販売単価を勘案しまして、キロあたり238円ということで示します。これを組合の方で選びまして、これが、単価が決まっております。また一方、農家があらかじめ保険金を納める共済掛金ですけれども、これにつきましては、共済掛金率0.008007とございますけれども、これは過去20年間にどのくらい災害が起きたのかという頻度を勘案しまして国の方で定めております。この場合ですと一反部あたり812円を農家が納めまして、残りの同額を国が保険金として積んでおくと、そういう制度になってございます。

ではケース1、ケース2の場合どのような減収量が見込まれて、共済金額が農家に支払われるかということでございまして、ご覧のとおりでございまして、この下の図を、右の図をご覧いただきたいと思っております。ケース1のような場合には、制度によりまして、制度の中で決めがございまして、田植え後の全滅した場合には65%被害があったとカウントするわけ

ですが、そのうち30%部分につきましては農家自己補填部分ということで共済対象になっておりません。したがって、残りの35%に相当する減収量に相当するものがお支払いになりますので、この金額に換算しますと5万730円ということになります。一方ケース2のように、穂が出る時期に水がなくなりまして全滅したという場合には、やはり30%部分につきましては農家の自己負担ということになりまして、残りの70%ってということで、ご覧の数字が補償対象になると。こんな仕組みになってございます。よろしくお願いいたします。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。

いろいろな質問に対していろんな種類でお答えになったんですが、まず最初の方からまいりましょうか。一番始めの圃場整備事業の、圃場整備をやる前と後の話。松島委員、いかがですか今の説明。はい、どうぞ。

松島（信）委員

これは圃場整備前の水路の分布が実線で書かれております。それでこれを見ますとですね、部会で現地調査やったり、それから2回ほどの現地調査の時にですね、休戸から小野尚一さんっていったっけな、この方が伊那建設事務所と一緒に出て来られていて、たびたびこの人が言ったことは、水路の北側、この図面でいうと北側にあたる、つまり高橋川の方へ流れていく水路の北側の方からの水が休戸の方まで流して使っていたと。また、洪水の時にはそっちから水が流れてきて、という発言をして、それで基本高水で高橋川じゃなくて駒沢川の方へ水が流れていくんだよと補強意見を述べられていたわけです。しかし、この水路の様子を見ますと、例えば21水路と22水路は分かれていますね。下って行って10号水路と12号水路も分かれていますね。あと、それらが最終的に9号水路へ集まりますね。ですから、休戸の方へ北側から流れてくる水路っていうのはないわけです。だから今、私が言いましたように21、22、それから10と12、これが圃場整備前の分水嶺だったということになると思います。

宮地委員長

これがそうですか。圃場整備前の分水、松島委員、この図でね、21、22っていうのは、例の自衛隊道路との感じはどんなになりますか。

松島（信）委員

大体、自衛隊道路はですね、22水路のところを通っている感じですね。そうして、その下流は12号水路のあたりになっていると思います。

宮地委員長

22から12。それが、

松島（信）委員

これ、下のコピーの地図の方がはっきり出てませんので、大体の感じで言ったわけですけども。

宮地委員長

ああ、そうですか。それは土地改良課の方はいかがですか。そういう感じですかやっぱり。

幹事（土地改良課）

A3のこの水路の番号が入ったものと、現況の地形っていうのはよく読み取れないも

んですから、大きな図面の方から概略を読み取りますと、水路10号がですね、枝分かれして8号、9号に分かれてるんですが、そのへんからどうも分岐して休戸といいますか、小学校南側に流入してくるような水路の地形は大きな図面の方からは読み取れますので、ちょっと詳しくおってみないと、このへんがどうも10号線の分岐のへんが、どうも現況とすればどっちへ行ってるかっていうのは、ちょっとだいぶ分岐して行方がわかなくなってるようなことは地形図からは読み取れると思いますけども。

宮地委員長

私、お聞きしたのは、自衛隊道路はどんな、今の感じによろしゅうございます。

幹事（土地改良課）

おおむね、後ろ側にですね、真ん中に大きな道路が1本入ってるかと思うんですが、そのへん、そうですね。その上かと思うんですが、ええ。それから考えますと21から22の間に自衛隊道路がずっと入ってくるような、そんな位置関係になるかと思います。

高田委員

9号、12号はどっちへ流れてるんですか。9号は左へですか、この図面でいったら。

松島（信）委員

いや、高橋川へ流れてます。

高田委員

高橋川、この9号の右端が高橋川へいくわけですね。

松島（信）委員

そうです。これは現在もこの水路、そのまま使ってます。

高田委員

12号はどっちへ流れるんですか。

松島（信）委員

12号は、これも高橋川へ流れます。

高田委員

ああ、そうですか。

松島（信）委員

それで今、土地改良課から言われましたように、休戸の方へ分岐する小さい水路は今でもあります。これは、緊急の場合とか生活用水を確保する時に使う、これは現地で説明があって、そこを見たはずです。

高田委員

22号水路の左の端はちょっと消えてますが、これは細洞からですか。

松島（信）委員

これは細洞の方へつながっていいと思います。だから、基本的には圃場整備後の北と中央と南の水路っていうのは、この前の水路を統合するようなかたちで生かして使っていると思います。

宮地委員長

そうですか。排水路線についてはいかがでございますか、その他に。大体、そうすると、圃場整備した時の排水路も昔の排水路の方向に向いてるということですね、大体同じような傾向で。ああ、そうですか。

他にいかがございましょう。排水路整備事業、はい、どうぞ。

植木委員

そうしますと、基本的には21だとか12あたりは、もう高橋川の方に流れるということ、1/30の確率でもたぶんそうだろうというふうに考えてもいいんでしょうか。それは短絡的ですか。

松島（信）委員

いや、それは、私もそう思ってるんですけども。

植木委員

それでよろしいんですね。

松島（信）委員

ええ。

植木委員

私もそう思うんですが。そうしますと0.20km²メートルの部分が、ほぼですね、そっくり多かったということになるわけですね。

松島（信）委員

ええ。

高田委員

小学校のところで二つに分かれる水路は、ここでは出てないんですね。

松島（信）委員

水路9号っていうところの、

高田委員

はい。

松島（信）委員

そうですね、ちょっと大ざっぱな言い方ですいませんが、水路の路っていう字あたりです。

高田委員

はい。

松島（信）委員

そのところで、断面積の小さいのが休戸の方へ、これは説明では、小学校の方に水があふれちゃいけないと、グラウンドへあふれやすい地形になっていて、だからそれを駒沢の方へ少しでも落とさなきゃならんからそういう水路を管理しとるんだと、こう言ってました。

高田委員

はい、わかりました。

宮地委員長

そうですね。

松島（信）委員

それは次のですね、資料の2のところのポンプアップの図面に出ています。その水路は。

高田委員

集落付近のは、もうその当時のままですよ。今言われた、集落付近にある。だから、この小学校の周囲にあるような水路は今も変わらない。

松島（信）委員

このもとの水路と現在の水路で、休戸のところの小さい水路は載ってませんね。

宮地委員長

載ってないですね、きっと。土地改良課の方に伺います。この図は現在の圃場整備をした後ですね。

幹事（土地改良課）

地形図として表示してありますが、圃場整備前の地形でございまして、直線で引いてあるのが計画といいますか、圃場整備を計画した時の二重に載ってるという図面でございます。

宮地委員長

二重に載ってるんですか。そうですか。

幹事（土地改良課）

はい。

松島（信）委員

そうすると、その地形図に等高線が載っているとしますと、原図を見てもわからないですね。

宮地委員長

ああ、そうですか。それじゃどうします。後でちょっと、ここで今すぐってわけにはいかんですね、はい。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

後でまたよく見せていただいて。

他にいかがですか、ただ今の状況で。それでは、圃場整備事業の排水路のことについては、今のことで質問を打ち切ってよろしいかと思えます。2番目のポンプアップのことですが。

松島（信）委員

ちょっと、すいません。その前にもう一つ、同じ関連して。

今、土地改良課からの役場へ問い合わせた内容で、この圃場整備事業は塩嶺トンネルとの関係がないということを役場から返答があったと、こういうお話ですよ。前の時に私質問した中で、この圃場整備というのは、土地改良課が行った整備ではないと。辰野町が主体になってやったということ。そうしますとですね、その圃場整備に必要な資金というのは一体どこと、どこと、どこがいくらずつ出ているかということをお聞きしたいんです。

幹事（土地改良課）

これは、辰野町が事業主体になりまして施工しました団体営圃場整備という事業でございます。圃場整備には県営で行う県営圃場整備と、市町村土地改良区農協等が行う団体営圃場整備というのが当時ございました。団体営圃場整備につきましては、ちょっと30年前なものですから、ちょっと的確な補助金の額というのがわからないんですが、おおむね国が50%、県が10ないし15%、地元が35ないし40%を負担してお金を出し合って実施したものでございます。地元の35ないし40%の内訳としましては、辰野町と地元で両者一定の率を決めまして、35%と40%ぐらいのお金を両者で出し合って実施したという割合になるかと思えます。

松島（信）委員

今のいいんですけれども、そうすると地元35ないし40の負担率が、町と小野地域、つまり受益者で折半したようなかたちだということですね。それがですね、一体本当にそうであるかということは今の回答ではわからん。つまり、地元負担金がさらにどこら出とるかってことです。これが塩嶺トンネルとどうかかわってるかってことです。なんせ塩嶺トンネルのことにかかわって圃場整備の事業が出てきたと、こういうように町の広報に出ていたんですから。

宮地委員長
広報に。

松島（信）委員

それはこの前私が言ったことですね。ですから、そういうことが駒沢のダム計画にどうかかわってきたかということが、そこに大きな疑問点があるんです。つまり、塩嶺トンネルを掘削したことによって霧訪山側の駒沢川流域の水も減ったよと。だから何とかしてくださいよということが出発点のようで、辰野町が団体営圃場整備っていうことを実施できるようになったというような流れになったとすると、それが塩嶺トンネルとかかわったとすると、その地元負担金が一体どっから、もちろん地元も負担したと思うんですけれど。そして、駒沢流域の水が減ったということになると、駒沢川から出てくる水が減ったってことになるんですから、だからダムを造って駒沢川の水を確保しなきゃならんよという流れになりますね。そうしますと、どうしてこの圃場整備だけの補償なのか、駒沢川流域の森林に対する補償とか、そういうとこまで絡んできてダムが浮上してくるという可能性もあるわけですね。

宮地委員長

弱ったな。今のご質問どうですか。これはちょっと答えられるんですかね。

松島（信）委員

ええ、それは確かに、県では答えられないかもしれませんね。

宮地委員長

そうですね。松島委員がおっしゃられた町の広報ってというのは、どっかで配られたんです

か。要するに部会かどっかで。

松島（信）委員

いや、そうじゃなくて。辰野町の広報です。

宮地委員長

それを先生がご覧になったってということですか。

松島（信）委員

そうです。

宮地委員長

どっかで見る機会があった。

松島（信）委員

ええ。

宮地委員長

ああ、そうですか。ちょっとこの問題は県の方へお答えお願いしても無理だろうと思えますんですが、それから、もう一つはこれがどういうきっかけで整備されたかということは、だいたい30年、25年近く前ですね、53年っていうんだから。だから、そうするとそれはとにかくとして、今こういうかたちになっているということは今のご説明をいただいた。ちょっとそこまで今のお話、お話として伺っておくより仕方がないんじゃないかという感じが率直に言ってるのでございますがどうでしょう。

松島（信）委員

ええ、それはいいんです。だから、駒沢ダムそのものが、要するにもとを正すと、どっかそういう、水が足りないから何とかしたいっていうその気持ちはいいと思うんです。でも、そのへんのところのからくりがどうしてもあるというように思いましたってということなんです。

だから、ダムに対する森林問題も当然絡んでくるんじゃないかなと。

宮地委員長

森林、

松島（信）委員

ええ、つまりダムサイト周辺の森林。そういうこともかかわって、だから水が足りなくなっただよという、そういう流れに当然なりますね。

宮地委員長

ああ、そうですか。いかかでしょう。今の松島委員のご意見は一応伺っておくという段階で、ちょっと今、それにどうこうという議論が私自身何にも材料がないもんですからわからないのですが、県の方も難しいという感じは私は持ちますが、よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

植木委員

今、松島委員の内容についてですね、ちょっとやっぱり気になるといえば気にはなるんですけどね、私もね。もし地元負担金がですね、今、松島さんが言われたように、水が塩嶺ト

ンネルによって不足、なくなってきたと。それによって基本的には塩嶺トンネルを開けた事業団、当時は何ですかJRですか、国鉄ですか、そういったかたちが補償金として圃場整備を行ったというような話がもしつながってくればですね、わかりませんよ、私も。それはわかりませんが、要するにそれによってですね、次、水が駒沢川を取らなければならなくなってくるといった場合に、基本的にはそのトンネルからの影響なんだということが、基本的に根本原因として考えられるわけですよ。話の流れとしてですよ、行政の。この仕組みの流れとして。そうした場合にそういうことがあったのでダムを造らなければならない、そのためにいってしまえば、また第二の補償金をいただきながらダムを造りますよという話であるのであればですよ、そもそもの持つるダム事業の目的からですね、少し意図が違ってきた方向でこれが計画されたのではないかというふうにもとれるのではないかっていうふうに、今の話を聞いて思ったんですけどね。ですから、ダムありきだとか、圃場整備ありきうんぬんっていうのは、実はそういった別な要因から持ってこられたのであるならば、果たして今回のこの駒沢川のダム計画というのは、われわれはそういうところをどう評価するかっていう問題だと思うんですね。ですから、私としてはちょっと今、松島委員の発言っていうのは、非常にある意味では核心に触れてるようなところにまでちょっといったのかなっていう気がしてですね、気にはなりますね。だからこのまま、そのまま、まあ聞いておきましようっていうような性格とは私はちょっと違うような気もするんですけども。

宮地委員長

ああ、そうですか。いや、もしそうだったら大変困ることなんです。どうでしょう。

塩嶺を掘ったから水が出なくなった、足りなくなった。それで井戸を掘ったという話は現地調査の時におっしゃってましたね。それはしかし出なくなっちゃったと。それは確かにあったように私も聞きました。塩嶺を掘ったことが駒沢の水に影響してるっていうことは事実でございます。ただそういう、どういう時点でどうなったのか、私そういう時間的な世界がよくわからんもんですから。駒沢ダムの計画っていうのはもう少し後から出てるわけですね、きっとね。圃場整備よりも、たぶん。まあ、わかりません。

どうですか。その後どうする、確かにそういう、今の話ね。ちょっと委員会で議論してはつきりするかどうかかわかんないですが、どう考えたらよろしゅうございましょう。他の委員の方どうですか。

高橋委員

いいですか。

ちょっとお聞きしたいんですが、生活貯水池っていうのは、何ていいですかね、農業用水も含まれたものとして考えていいわけですか。そのへん、生活貯水池というものの目的というのは、利水の中で農業用水も含まれたものを生活貯水池としていうのかということであれば、今、話になっている問題がね、駒沢は生活貯水池ですから、そのへんはどうなってるんでしょうか。

宮地委員長

関係がある。

高橋委員

はい。ですから、生活貯水池として計画する生活貯水池とはなんぞやと。許可の条件っていうのは何でしょうかっていうのは、それじゃもう一度県から聞いていただけますか。

宮地委員長

ああ、そうですか。はい。それいかがでしょう。正確なディフィニションがあるのかどうか。どちらにお願いをしたらよろしゅうございましょうか。河川課の方でお願いします。はい。

幹事（河川課）

確認しますので時間を貸していただきたいと思います。

宮地委員長

ああ、そうですか。それではちょっと今の話伺っていただくとして、それから植木委員のご意見も当然だとは思いますが、どうでしょう。ちょっと、次の方へ、先へ行って、またご返事をいただきたい。どうぞ。

高田委員

農政課の方へお聞きしたいんですけど、かつてこの補償制度が活用されたのは、このケース1、ケース2のうちのどちらなんですか。

宮地委員長

補償の方へいくんですか、高田さん。

高田委員

ええ、時期が問題です。

宮地委員長

ちょっと、補償へいくなら、その前にポンプアップの話がありますんで、質問があればと思ってたんですが、

高田委員

ちょっと、関連してますので。しろかきの直後なのか夏の湯水時なのか。と言いますのは、このカラー刷りの方の3の上の方で一番上に太字で書いた、「反復利用計画にあたって、湯水年を含む残水利用可能量調査が必要」と、これが出てるんですね。ですから、8月にもろに水がなくなった時はポンプアップということはあり得ない。ですから、この反復利用いう点に関して、これは意味がないんじゃないか。

宮地委員長

ちょっと、今の反復利用の話しておられるんですね。

高田委員

はい。

宮地委員長

はい、そこへいこうと思ってたんです。はい。

植木委員

じゃ、もう一点いいですか。すいません。先ほど、すいません、先ほど圃場整備で国・県・地元の負担金の割合が示されたんですが、この金額はいくらかご存じですか。

高橋委員

わからない。

植木委員

それはわからないってということですか。35から40%、地元負担金が。わかりますか。

わかるのであれば、ちょっとそれぞれの具体的な金額を教えていただければというふうに思いますけども。

宮地委員長

はい。それじゃ、おわかりでしたらお願いをいたします。時間が掛かりますか。ご返事いただける。はい、どうぞお願いします。

幹事（農政課）

先ほど、保険制度によって、干ばつによってどのようなケースですかというご質問ですけれども、大変申し訳ございませんが、現状十分に把握してございませんので、結論的には今時点ではお答えできないんですけども。ただ、今まで田植えの時期か、あるいはその後かということですけども、比較的田植えの時期に水がなくてっていうようなケースはあんまり聞かれないというふうに感じております。それから、なぜ状況把握ができてないかっていいますと、先ほどご説明しました加入につきましては、20a以上の水稻作付けしている農家が、例えば10枚で20aという場合にも一筆ごとに全部加入しておりますので、そのデータを農業共済組合の方でデータとして保管しておりますので、その原因がどういうことかということにつきましては、全部拾いだしをしないと正確なところが把握できないっていう状況でございますので、現時点ではデータを持っておりませんので申し訳ございません。

宮地委員長

それは、高田委員のご質問に対するご返事ですね。途中で植木委員の質問が入ったものですから、先戻ったつもりでおったんです。はい、ありがとうございました。圃場整備の負担金、計算掛かりますか。

幹事（土地改良課）

申し訳ございません。圃場整備の総事業費が当時、昭和54年から60年まで2億6,290万円掛かっております。はい。その50%が国ですので、1億3,000万円余は国、県が10%としまして2,630万円、残りが地元というような金額になります。

宮地委員長

そうすると、1億円ちょっとって感じになりますね。よろしゅうございますか、植木委員。

植木委員

はい、はい。どうもありがとうございました。

宮地委員長

はい、それでは今の圃場整備の話はそれで。ポンプアップの話と、それから共済制度の話があったと思うんですが、ポンプアップについては何かご質問ございますか。ポンプアップは、

高田委員

減反率がね、4割ぐらいあるということを聞いてるんですけど、それでもなおかつ、水が足りないということですか。

宮地委員長

いや、それはね、高田委員。どうでしょう。この間の話は27haっていうのは、一応水田の地目面積になってる、それが一つの計算のもとだったんですね。だからそれに基づいて計算をしたということじゃないんでしょうか。

高田委員

ですから、休耕田は将来回復さすんだと、その可能性で水がいるという考え方ですね。

宮地委員長

そういう考え方で計算してるってということですね、はい。

高田委員

ですから、この話は続けても仕方がないですね。

宮地委員長

はい、私は、つまりそれを27haってというのが適正であるかどうか、これは一つの問題ではあると思います。しかし今、一応いろんなところでの試算というのはそれをもとにしてやってる。これは前提にしておかないといかんのだろうと思うんですが、どうでしょう。高田委員どうでしょう。

高田委員

はい、わかりました。

宮地委員長

私はそこまで戻ると、またもとへ戻ってくと思うんですが。ですから今までの話は、ポンプアップをやっぱり、ポンプアップの場合は26,000m³を60日間上げるんだって言いましたね。それで初期投資が1億5,000万、電気料が195万、こういう話があったんですが、これについて。

松島(信)委員

ポンプアップのことについては、こういうように、設計とそれに基づいた試算を出していただいて、それでよくわかりましたんですけども、これほどちゃんとしたっていいですか、大規模のことが現地には実際必要であるかと、そういうふうに思いますんで、それが一番大きな疑問点になるんですよね。この前の委員会の時も、既に現地の人たちが、出穂期の湯水に関しては、どんなやり方でもか知りませんが、自主的にポンプアップして急場をしのいできたっていうことをおっしゃられてましたね。

宮地委員長

はい、言っていましたね。はい、はい。おっしゃっていました。

松島(信)委員

ですから、それを補強する程度のことですと、私は思うんですよね。

宮地委員長

実際にはね。はい。

松島(信)委員

ええ。だから、こんな大掛かりなことは、稲の収穫量と合わせてみたら、とても費用対効果っていうんですか、まったく矛盾することだと思っただけですけどもね。

宮地委員長

費用対効果、はい。ちょっとお伺いします。先ほど電気料195万って言ったのは、1年

間ですか。1年間ですね、はい。実際にポンプアップをしたということ、確かに前回も出たんですが、具体的にはどうやったんですかね。これだけの距離上げるっていうのは大変、わりに大変なように思うんですが。

幹事（土地改良課）

実際のポンプアップはですね、例えば駒沢川とかですね、川に近いような方々が小さな可搬ポンプを持ってって、水路に載っけたりっていうようなことを何台か持ってってやったっていうようなかたちなんですけど、ここで大規模だというふうにはおっしゃられましたが、一応皆さんに公平に掛かるようなかたちっていうものをちょっと考えてみましたもんですから、こういうかたちになったということでございます。

宮地委員長

はい。これは初期投資1億5,000万ですから、そんなにでもないような気もしますが、やっぱり全体のことを考えられるんですね県っていうのは。そこらへんの人が片手間にやったのに頼るわけにはいかんと、そういうことでしょうね。はい。それともう一つ補償の問題がありますが、作付け制度の補償っていうのはこういうもんなんだと。これはこういうもんなんだというご説明なんでございますけども。補償制度は、これは10aあたりの値段ですね、そうですね、はい。全面的に駄目になるかどうかはわかりませんが、10aあたりの値段。はい、どうぞ。

藤原委員

そこまでいく前にちょっと、ポンプアップの資料の2ですね、これの真ん中とのこの細洞ため池拡張案っていうところでちょっとお聞きしたいんですが、これ取水工と余水吐の補修工事2億1,000万円って書いてあるんですが、この2億1,000万は80年間ということですね。そして、その2億1,000万円っていうのは国庫補助事業の対象となるって書いてあるんですけども、これは国庫補助事業っていうのはどのくらいもらえるのか。だから2億1,000万全部が地元負担ではないわけでしょう。この2億1,000万っていう中で国庫補助の対象となる。最初の方の1億1,000万については35%が地元負担で、あとの65%は国または県の補助対象になるということで、大体6,000万ぐらいは、3億3,000万のうち6,000万ぐらいは国庫補助の対象になるっていうのは前から言われてるんですが、この2億1,000万のうちで国庫補助事業は対象としてどのくらいくるのかということが一つと、それからもう一つは、細洞ため池を拡張したっていうことでの補修費と、それから拡張しなかった場合ですね、やっぱりここも30年取水工と余水吐については、30年として80年間だと補修費っていうのはいくら掛かるか。結局拡張したことによって2億1,000万掛かるのか、それとも拡張しない、そのままおいといてもですね、今の段階の細洞ため池の場合での補修費っていうのはいくらなのか。そうすると拡張した場合の補修費っていうのはその差額になるのかどうかということをお聞きしたいんですけども。

宮地委員長

はい、どうぞ。

幹事（土地改良課）

まず第一点目のですね、補修の2億1,000万に対して国の補助どのくらいかというご質問ですが、1億1,000万のため池の補強と同程度の国の補助、県の補助ということに、若干危険であるというものの改修と、それから単純に取水工と余水吐の改修といいますと、どちらかといいますと、補強した方が県の補助が若干上がるかと思いますが、おおむね補修の2億1,000万に対しても国が50%、県がほぼ同額程度の補助の対象になるということでございます。それから、拡張しなかった場合でも取水工、余水吐の補修が必要かとい

うふうにご質問されましたが、拡張する、しないにかかわらず、取水工と余水吐ってというのは80年の間には何回か造り直さなきゃいけないということでございますので、拡張する、しないにかかわらず必要になってくるお金となります。ですので、5億4,000万の中で拡張するのに前々回2億2,000万ということを申し上げましたが、差し引きのお金ということで、3億2,000万というお金が補強と80年の補修のお金という差し引きになってくるということによろしいかと思えます。

藤原委員

はい。そうすると、今の補修、取水工と余水吐の補修工事については、国が50%で県が同額っていうと、これは全部補助対象になって、地元負担がないということではないんですか。

宮地委員長

いや、そうじゃないでしょ。はい、どうぞ。

幹事(土地改良課)

県が同額といいますのは、堤体補強の1億1,000万で、前回ですね、国が50、県が15、地元が35というパーセンテージをご提示しましたが、それとほぼ同額ということで、相変わらず地元が3割から4割の負担をしなければいけないということでございます。

藤原委員

わかりました。

高田委員

今、おっしゃった地元というのはどこのことですか。

宮地委員長

利水者です。

幹事(土地改良課)

圃場整備とまったく組み立て方は同じで、役場と地元の受益者で地元という意味でございます。

高田委員

その直接の受益者の負担額ゆうのは、先ほどの圃場整備とおんなしような比率ですか。先ほどの圃場整備で35から40%というのは、町と地主というか、その負担割合は何で決まるんですか。話し合いですか。

幹事(土地改良課)

地元と町、受益者と町の負担割合につきましては、辰野町の条例によって比率を定めたものがございますので、それによって割合を決めているということでございます。

高橋委員

このポンプアップの関係で維持管理費がですね、電気代が80年を掛けてるんですが、毎年電気代はいるんでしょうか。

宮地委員長

この1億5,600万ですね。

高橋委員

1億5,600万。
毎年ポンプアップしなくちゃならないんでしょう。

幹事（土地改良課）

仮定でございますので、26,000m³という細洞のため池の量と比較する上で80年を掛けています。現実的に毎年送らなければいけないかということは、ちょっと。

宮地委員長

わからないね、はい。そうでしょう。はい、はい。

幹事（土地改良課）

答えられないので申し訳ございません。

高田委員

いいですか。

宮地委員長

現実的には湯水した時に上げるってということになんでしょうけどね。どう、高田委員。

高田委員

結局、こういう立派な大規模な、何年に1回使うかわからないもの。これが洪水の時の排水ポンプだったらまだわかるんですが、数年に1回というような頻度だったら、県が例えば移動式のポンプ車でも造るとか、持ってくるとか、そういうふうなかたちでないと、地元負担しきれない。水稻の生産額が年間3,700万円に対して、それで国や県や町がお金を出しても、直接の受益者自身が出せない金額じゃないんですか。それと、他が出すにしてもコストパフォーマンスが合わないですね。もうちょっと合理的な考え方をしてもらわないと、単なる試算だけに終わってしまうと思うんですね。実現性はまず考えられない。

宮地委員長

なるほど。はい。年間3,700万円ですからね、どうぞ。

高橋委員

100年で、80年じゃなくて100年でやってもわかるように、3,700万稼ぐのにポンプの場合だったら7,300万になりますよね。倍にもなっちゃうわけですから、とてもお米は作れないわけですよ。ですからこれはもう、ちょっと検討する必要はない、ないわけですね。

高田委員

ですから、松島委員が先ほど言われた小規模なものですね。恐らくこの水田が満水状態では、地下へ浸透した水が駒沢へかなり流出すると思うんですね。そういうのを小規模なポンプで上へひらう。直接細洞じゃなくて、直接水田へひらうという、そういう格好が、普段やってるようなこと。それをちょっと組織的に規模を大きくするぐらいでないと、手の届くしろものではないと思います。

宮地委員長

なるほど、はい。はい、藤原委員どうぞ。

藤原委員

この資料2の水稲生産額で生産者米価3,700万円っていうのは27ha分ですか。とするとね、減反が今45%っていうと、ここでの生産者米価っていうのは2,000万、現実には2,000万なんですか。どうなんでしょう。そういう計算しちゃうおかしいんですかね。27haでこれ全部掛けていくと年間3,700万円っていうふうになっているとすればね、減反が45%っていうと半分近くだから、2,000万ぐらいの収入しか米の販売収入はない。2,000万の収入を上げるっていうことでいろいろ考えているのにね、このポンプアップのお金、細洞ため池の拡張案っていうのもね、ちょっとこれはその人たちが負担するっていうのは非常に難しいというふうに思いますから。

それと、先ほどちょっと補修費のことでもって説明がはっきりわかんなかったんで、もう1回教えてほしいんですが、この補修費の2億1,000万円っていうのが出てきたのは、これはこの8,000万円というのがある、それに対してのお金なんですか。この8,000万円っていうのはどっから出てきたものなんですか。

幹事(土地改良課)

取水工、余水吐の8,000万円でございますが、前々回、堤体の補強ということで取水工もやり直す、含んでおりますということで申し上げましたが、取水工が約3,000万の計上をしてございました。前回の堤体の補強の内容ですと余水吐は直さないということで試算してございましたので、余水吐工が約5,000万円ほど掛かりますので、合わせて8,000万という内訳になってございます。

藤原委員

それは、今の細洞ため池そのままにしておいて8,000万、30年に1回掛かるということなんですか。

幹事(土地改良課)

容量を増やさなくても増やしても、取水工というのが鋼製のもの、余水吐が鉄筋コンクリート造りということで、即30年来たから直さなければいけないということではございませんが、一応試算上、耐用年数30年ということで出しておりますので、80年間の中では2回ほど造り直さなければならないというそういう試算でございます。

藤原委員

とすると、これ拡張してもしなくても2億1,000万円の補修費は掛かると、80年間でということですか。

幹事(土地改良課)

そういうことでございます。

藤原委員

とすると、この細洞ため池拡張案でもって、これだけ2億1,000万何か余分に掛かるような計算になって、それで5億4,000万円っていうふう書いてありますけども、この2億1,000万円というのは、細洞ため池を拡張しようとしまいと同じだというんでしたらば、ため池拡張案のこの費用としてこれを加えるのはちょっとおかしいんじゃないですか。

何かこれ見ると、細洞ため池が今まで3億3,000万で、そのうちの1億1,000万については65%国・県から補助が出るからということで、2億6,000万円ぐらいというふうに今まで考えていたわけですね、地元負担。ところがここでもって来ると5億4,000万円というふう書いて、2億1,000万円が細洞ため池拡張をすると新たに増え

るような書かれ方がしてるんですよ。しかしこれ見ると、今の説明を聞きますと、拡張しようとしまいと2億1,000万円の補修費が掛かるというんでしたらば、この拡張案の中でこの補修費2億1,000万円というのを入れるのはちょっとおかしいんじゃないですか。

高橋委員

取水工と余水吐を増やしたんですよ。取水工と余水吐の工事を増やしたわけですよ。

藤原委員

いや、これはしてもしなくても補修費2億1,000万っていう、今説明だったような気がするんですが。

宮地委員長

私もちょっと感じが違って、前に部会のご報告の中にですね、細洞の26,000m³を増やすためには3億3,000万いるっていう話がございましたね。その中で何か、ぼくはそれでもう話は済んだんだと思ってたんですが、そうすると、今出てきたのはそれとはまったく、今藤原委員のお話でわかったんですが、まったく別のものが付け加わったんですか。つまり、部会の中でこれ議論してないわけですか。初期投資だけ勘定しとったってことですか。

藤原委員

はい、そうです。ですから3億3,000万というのがずっとありました。この補修費が2億1,000万円っていうのは今出てきたわけですよ。

宮地委員長

金が非常によく似てるな、いろんなところで。これがようわからんようになったな。初期投資3億3,000万と書いてありますね。それしか考えていなかった。それで改めて補修費が2億1,000万いるという話になったんですね。そうすると、

藤原委員

今までの費用計算のところでは概算費用として、初期投資として3億3,000万というのは出てましたけれども、この2億1,000万が付け加えられて5億4,000万円という数字は、これまで出てきていなかったような気がするんですが。

高田委員

補修、拡張工事とかそういう時に、この補修工事と一緒にやらないと手戻りになる。工事の一部がだぶる、そういうことで、同時に手掛けるというかたちになったので金額上がった。だから、内容は別々だと思うんですけどね。タイミングは一緒にならざるを得ないと。

高橋委員

拡幅に合わせて取水工と余水吐を直すという計画だと思うんですよ。部会ではそこまではやってないと、こういうことだよ。

宮地委員長

やってなかった。全然。

高橋委員

拡幅だけを考えた。

植木委員

いいですか、すいません。前いただいた資料ではですね、3億3,000万円出ていて、細洞ため池の補強工事では、実施工事の中にはボーリング補強、堤体補強盛土工、護岸工、取水工も入ってますよ。も入って、

高橋委員

入ってたっけ。

植木委員

入ってます。入って1億1,000万。その他に拡張工事で2億2,000万で3億3,000万ですね。ですから、もう既に3億3,000万の中にはこの取水工他の中で、今回のこの余分な2億1,000万も以前は入っていたという計算なんじゃないですか。

宮地委員長

いや、こういうことですか。何か、ちょっと県、そちらでご返事いただいたらその方が確実だと思いますが。

幹事（土地改良課）

80年という年数が出てきたのはですね、ポンプアップということで電気代年間に200万円掛かるもんですから、初期投資だけでは比べられないという中で、80年、堤体をもう1回突き直すという中で、いくら電気代等の比較で掛かるのかということで新たに出てきたお金でございます。それで、取水工は確かに堤体補強の1億1,000万の中に入っておりますが、そこをスタート、要するに1億5,000万のポンプアップの施設もそこで一斉にスタートして80年間の中にですね、補強時直した取水工も30年たてば1回、余水吐も30年たてば直しますと、そういうことで2回ちょっと80年の中で、今後直していかなければいけないという意味での補修費ということでございました。

宮地委員長

そうですね、そうですね。1回の修理が8,000万掛かると。

幹事（土地改良課）

1回の修理に8,000万掛かりますということです。

宮地委員長

それ掛ける8/3と。

幹事（土地改良課）

ですので、ため池ですから電気代は必要にはなってこないんですが、取水の施設、余水吐の施設というのは何年か一遍更新していかなければいけないと、そのお金を計上してございますということです。

藤原委員

そうすると、財政ワーキンググループの方でこの概算をした時には、それは落ちちゃったということなんですか。

宮地委員長

だから、初期投資だけになってるんですね。

藤原委員

初期投資ですけども、だって他のところはみんな何十年間の電気代とか、そういうものが全部入ってるんですが、駒沢の場合は、

竹内委員

これはワーキングじゃないですよ。

藤原委員

いや、財政のあれを。

松島（貞）委員

今回だけの比較表なもんで、別にこだわる必要はない。ただ80年で比較を取るとこういうふうになるっていうだけの数字なんですよ。

高橋委員

それにしてもこれでは話にならないか。

藤原委員

ちょっとよくわからないね、そこは。

宮地委員長

話は、議論が非常にこんがらがってきちゃったんですが。

松島（貞）委員

ポンプアップと経費比較すると、比較だけのことなので。

藤原委員

わかりました。

宮地委員長

だから、要するに初期投資は3億3,000万掛かった。それであと30年に一遍修理をすることを考えると、あと2億何千万掛かりますよと。はい。

松島（貞）委員

これは初期投資だけで比較すると3億3,000万で、ため池拡張案が。ポンプアップは1億5,000万で、1億5,000万の方が安く、ことになるんだけど、しかし80年という耐用年数の検討で見ると、結果的にはポンプアップの方が高くなるということと比較してくれてある、それだけの表だというふうに思って理解をしておくので。

結構この初期投資額で比較すれば、ポンプアップと細洞ため池の比較の資料ということでよろしいんじゃないですか。そういうことで。

宮地委員長

ああ、そうですか。そういうふうに見るべきだとおっしゃるんですね。なるほど、なるほど。

高橋委員

そういう言い方ならひとつわかります。それならわかりました。

宮地委員長

はい。それで非常にはっきりしたと思いますが。だから、ため池を拡張してもあと金は掛かることは事実だと。確かに計算、初期投資だけだったんですね、はい。

藤原委員

だから、それはしてもしなくてもこれだけのお金は掛かるんですということだということなんですね。

松島（貞）委員

8,000万円。30年に1回8,000万はな。

藤原委員

はい。

宮地委員長

そうですね。

藤原委員

はい。

宮地委員長

はい。よろしゅうございますか。

松島（信）委員

すみません。特に私、そこで変だなあと思うのは、もう細洞を造って60年たってるわけですね。でも1回も修理してないわけですね。やってるんですか。それでその時はこれだけ費用掛かったんですか。

幹事（土地改良課）

細洞のため池につきましては余水吐を4、5年前に直してありまして、少しずつ、一気にというわけには、やっぱり財政上の問題等がございまして一気に直せないもんですから、年間に数百万円くらいの小さな工事を何回かに分けて修理をしてきております。ちょっとそれがいくら掛かったのかってというのは、ちょっと今手元にないもんでわからないですけど。

松島（信）委員

ですから、こんな大きな金額でなくて済んでいるというように私は理解するんです。正式にこういう場所になるとこういう金額が出ちゃう、実際はそんなことじゃないと。それともう一つ別のことなんですけれども、ここは東海地震の特別地震対策地域に指定されていますから、そちらの方の補助金はどうなってるんですか。

幹事（土地改良課）

東海地震の対策につきましては、まだ辰野町の指定になって日が浅いというようなことになりまして、ため池とか農業農村整備事業にかかわる補助の上乗せとかですね、そういったものはまだ明確には出てきておりません。ですから、国の方の補助率が例えば50が70に上がるとかですね、そういった話はまだ全然ございません。

松島（信）委員

出てないってことは実行できないってことですか。

幹事（土地改良課）

50から70に補助率が上がらなくても、現在のため池の補強する事業というのがございますので、それを活用すれば補強工事は可能だということでございます。

松島（信）委員

可能だとすると安くなるんですか。

幹事（土地改良課）

安くなるということはどういう。

松島（信）委員

つまり、地震対策のための補助があって、で、それを使えるから負担が安くなるよと、こういう流れに私たち思っちゃうんですけども。

幹事（土地改良課）

特別地震対策というようなことで補助率が上がるというようなことがございませんので、既存のですね、国50%の事業というのがもうございますので、それを活用すれば今の段階でも補強工事を実施していくのは可能だということでございます。

宮地委員長

ああ、そうですか。よろしゅうございますか。

松島（信）委員

はい。

高田委員

いいですか。

米の生産に対してこの金額というのがべらぼうに大きい。ため池拡張だけの経費3億3,000万にしても。聞いてみると、防水シートまで張った一番高い工費を上げてるわけです。今、国の仕事なんかでも、同じ機能のものを造るのに経費縮減をいうので、頭を使えということが必死に言われてるんですね。ですからこの護岸の補修にしたって、この池の掘削後の漏水防止とか、そういうもんに対しての金額が大きすぎるように思います。ですから前も言いましたけど、池底の基盤がすけすけで水が漏れるような場合はここまでするだろう。それでない時というのは、掘削だけで済むわけですね。ですから何か条件と一緒に、こういうことがあったらここまでお金が掛かるというような幅をもたした金額の算定方法を出してもらわないと、これだけ見たら、これももう地元受益者はお金が出せませんよということになって、結局全部先送りいうかできなくなるという、そういう悪い方のスパイラルに入るような気がするんです。ですから、もうちょっとメニューの種類があってもいいと思うんです、このお金のほじき方が。ですからここにもありますように、取水工とか余水吐が30年で耐用年数で3,000万円、5,000万円出すというようなことはまず考えられない。一遍しっかりしたもの造ったら、表面のコンクリートが割れたとか、そういうことはいくらでもあると思うんです。それは小修理で済むわけですね。ですから、こういう耐用年数で3,000万円、5,000万円のものが30年でまったく同じ金額を出さないともとが取れないという、維持できないという、そういうことはあり得ないと思うんですね。ですからちょっと、これも前から言ってるこの金額が、ちょっとべらぼうすぎるような気が、現実的でないと思うんです、この金額は。

宮地委員長

なるほど、はい。この質問はわれわれが出したわけですよ。ですから、一応県の方もあ
る今までの存在するデータをもとにしてお出しになったと私は思っとるんです。それが実際
に現実的であるかどうか、これからどう考えるか。これは実は委員会の判断がそこに入って
もいいのかもわからないと私は思うんでございますけども、答申を書く時に、今いろいろご
意見出ました。どうぞ、松島委員。

松島（貞）委員

したがってまとめとしては私の案ですが、松島信幸先生の言われたのは、たぶん私どもの
ところでも湧水になると動力ポンプで、ガソリンで水を上げる程度の話をつぶん考えられて
おるといふように思うんですが。

それは一つの方法としてあって、農業用水の代替としてはこうして見ていきますと、基本
的には細洞ため池の26,000m³がいいのかどうかは別にしても、今、高田先生も言わ
れたとおり、この方法がいいかどうかは別にしても、基本的には細洞ため池の拡張案という
経費は再度詰めながら、やっぱり現実的には細洞ため池拡張案ってということになるのではな
いかというふうに思います。したがって、これは飲料水のところでも言いましたけれども、
答申案としては細洞ため池の拡張する場合の地元負担の、ダム代替案の農業用水なんで、地
元負担の軽減というのは一項目入れながら、細洞ため池拡張案ということを第一にまとめる
ことがいいのではないかっていうふうに思います。

それから、水稻生産額の補償って問題もこの前から出ておりますが、10年に1回3,
700万全額補償しても、考えてみればその方が非常に金額的には安いんですが、ただこれ
も、先ほど話のあった、農業共済の補償だけではダムの代替案としてはやっぱり提案できな
いというふうにしておいて、もし補償を本当にするんならば、農業共済の補償枠を超えて
きちんと補償するってというようなルールをしかない代替案にはならないというふうにして
おります。

ということで、細洞ため池計画って案ということはどうなんだろうかと思います。

宮地委員長

なるほど。そうですか、はい。

これは今、実は駒沢の答申まとめつつあるんですが、そこらへんに、今どういうふう
に盛り込むかっていう話ですが、私は農業共済の補償だけならちっとも補償、そんなものは黙っ
ておたってくるはずですよ。だから、補償したことにはならないんじゃないかって感じ
がしております。だから、前回出た意見の補償というのは、それを越えた話だろうと私も思
いますんですけども。それから、どうでしょう他に。実は先ほどこちらの方に質問してま
だ返事すぐにはということだったんですが、あのご返事はいただけますか。また、まだ掛か
りますか。そうですか。はい、はい。はいどうぞ。藤原委員。

藤原委員

この水稻共済制度のしくみっていうので資料出していただいたんですけども、10aでも
って65%損害の時は5万730円補償をしてるわけですよ。平成2年はこの制度を使っ
て6万円補償してるということなんです、6万円の対象になっているのは27haなん
ですよ。結局27haのところ補償になったのは6万円しかないということですよ。2
70倍の話ですよ。面積とすれば、10aと27haですから。そうすると、27haで
6万円の補償というのはね、そういう意味では、非常に補償額としては少ないということ
は、それほど深刻な水不足だったのかなというのが一つあるわけです。ただここで見ると、30%
までは補償の対象にならないということはありませんでね、ですから6万円全部がそう
だといふふうには思えないんですが、でもそんなに額にはならないと。それで平成6年、7年
で30万というのが出てますから、この15年間の間にですね、36万円の損害補償が払われ

てるということになりますけれども、前回の時に、全部合わせても1,000万にはならないんじゃないかっていうふうに大熊さんはおっしゃってましたが、1,000万にもならない。むしろもっと一ケタ違うような損害額だと思うわけですよ。そうすると五十嵐さんが言うように、補償の問題というのでクリアできないかっていうのも一つあると思うわけですよ。ですから年間、これで計算すると3,700万円の収入。しかし、これは27haとして計算してますから、減反してるということになると20haとして、これで2,000万円ぐらいの収入の人がですね、農家がですね、これ受益者負担というかたちでもって細洞ため池の改修、拡張案という時に、とてもそんなお金は払えないんじゃないだろうかと。だから松島さんの意見として案の中にはね、答申の中には、そういうのを入れるということで、できるだけ県がこの分について助成をしてほしいという要望をするのは答申のまとめ方として一つあると思うんですが、現実の問題とすると、受益者負担というかたちでこれだけの負担を、県がどのぐらいもってくれるかわかりませんが、とても地元の人には負担できない額じゃないのかなというふうに思いますけども。そういう答申っていうのは要望としては出すのはいいんですが、実現性っていうのはどんなもんなのかなっていう疑問は持ちます。

松島（貞）委員

現実問題ですね、まず補償という問題なんですが、水稻共済で被害を受けて共済金を請求するっていう状況っていうのはですね、実は大変な状況で、普通はそんなことは大体少しのことでやらないんだけど、そういう状況になったっていうのはかなり大変な状況であるという認識を持つことが必要だというふうに思います。それは大変なことなんですが、ただ受け取る共済金っていうのは誠に少ないわけでございますので、それは、われわれのところでも水稻共済のお金が足しになったなんていうことはないわけでございますけども、それはもう、まさにスズメの涙程度のことなんだけれども、もらわんよりはいいという程度の補償という印象しかないと思います。それよりかは、水、せっかく作った米がですね、一生懸命作ろうとした米が、水がなくて取れない、収穫できない、それは補償してやればいいんだっていう発想がですね、そういう単純な発想が米を一生懸命作っとる農家の皆さんに理解されるかどうかっていうと、私は水稻、私自身も水稻耕作者としてですね、ちょっとそれは安易な言い方ではないのかっていう思いがするんです。それで最大限の努力はしたけれども、どうしても取れない時は補償という問題も入ってもいいと思うんだけど、簡単に補償っていう問題が出てくるのはちょっといかなもんかなっていうのが一点。

それから、細洞ため池の受益者負担の問題なんだけども、私どものところでも大体、ちょっと上伊那の状況はわかりませんが、大体農家からいただくのは、大体土地改良の場合10%ぐらいいただくんですよ。100万円掛かるとすると、じゃあ50万円は国で、残りが10万円が県だとすると、今15%って県が言ってるのは、だんだん減って10%ぐらいしか出ないと思うんだけど、4割のうち残りは村が30万円で受益者が10万円というような感じに、こういうふうになるんですが、したがって受益者負担でなくて町が出すような部分のところを町が出すのか、町と受益者が出す部分のところの、今回のダムなしによって増える負担の細洞ため池の改修については、そのところを県が上乗せで補償、補償っていうのか助成制度っていうようなことで、提言してくということはどうなんだろうかっていうようなもんです。

宮地委員長

はい。そうですね。はい、どうぞ。

藤原委員

松島さんがおっしゃったことは、もっともなことだと思いますので、私もそんな簡単にね、補償だなんていうことでもって、この問題を解決できると思いませんので引っ込めます。すいません。

宮地委員長

はい。あんまり、五十嵐先生はおっしゃいましたけども、今すぐ日本でうまくいくかどうかは難しい。

藤原委員

すいませんでした。

宮地委員長

今日は、利水の方の石坂さんがおられませんけど、利水の方のワーキングのお話も、たぶんダムを造った場合の金のことを考えて援助をしろというようなことを言ってますんですが、やはりそういう方向が一つあり得るんじゃないかと私も思いますが、どうでしょう。

先ほどの話、生活貯水池の定義はどうだとおっしゃったっていう、それどうしても聞かないですか。だから、えらいそんな難しいんですか。

高橋委員

いや、いいです、いいですよ。

宮地委員長

どうですか。

高橋委員

先ほど来の問題が、

宮地委員長

コピーしてある、そうですね。はい。それを聞いたからどうなるかっていう話でもなさそうな感じ。

高橋委員

先ほど来の話の中に、

宮地委員長

高田さん、どうぞ。ご質問何か他に。

高田委員

それでね、私はもうさっきからお金にこだわってばかりなんですけど、やっぱり3億3,000万というのは大きすぎる。それでたぶんこのケースに関しては細洞ため池の拡張を、先ほど松島さん言われたようなかたちでまとめるのが一番いいと思うんですけど、その中にこの工法の検討とかということで、とにかく十分な機能をもった上で、工法なり設計なり調査なりをきっちりやってこの金額を下げるということが非常に大事だということを入れてほしいということです。

宮地委員長

なるほど、はい。駒沢の話はですね、例の流域面積の話もそうですが、あれは見直すということになってます。当然何年か掛かるわけですから、その間にもう一つ農業の27haの実態というものもあるでしょうし、それから利水のどの程度水が必要かということもあるでしょうし、今おっしゃったように、細洞をやる時の工法の問題っていうのは、その間に当然考えられる話でございますね。だから、それはそういう方向で答申の中へ盛り込むというこ

とは十分可能だと私は思います。

松島（信）委員

今の拡張と補修のことについて、部会の時にですね、非常に現地のこと詳しい委員がおりまして、つまり昭和18年だかに造る時に、その時の状況を知っとる委員ですね。ため池の面積、平面積を大きくする必要はないんだと。底が三段になっていて、その部分は当時人力でしか掘削できなかったの、取り残してあるところが階段状に残ってるんだと。

ですからそこを除去すれば、いくら容積が確保できるよっていう発言をしてました。

それともう一つ、高田さんに言われたことに関係するんですけども、ここはたまたま断層破碎帯の、粘板岩の断層破碎帯なもんですから、あまり漏水の心配はない場所であると思います。

宮地委員長

はい。だから県の掘る話もそうですよね。段階があるところは掘るんだって言って、それが26,000m³になってるわけだと思います。それは部会でも委員会でも出ておりました。逆に破碎体ってということが松島先生言われて、それで掘ってもつかという心配をしとられる方もございましたですけども、すべて出ておると思います。

松島（信）委員

ええ、それはですね、この地図を見ていただければわかるように山側なんですわ。この細洞ため池の地形を見ますとね。山側の方に階段状の掘り残しが残ってるわけです。

ですから掘ることに心配ないでしょう。ここに地震がおこれば別ですよ。でもそういうことは特に今から考えるっていうわけじゃないんですから。

宮地委員長

そう心配することない、掘るのには。

松島（信）委員

そう、掘るのにはそんなに。

宮地委員長

いや、掘った後ですよ、補強は。いいですか。

松島（信）委員

ええ。掘った後は堰堤の部分の補強は必要ですよ。

宮地委員長

ええ、そうです。堰堤です。はい。

松島（信）委員

だから、堰堤と反対の部分にその当時の掘り残しがあると。

宮地委員長

そうですね。もちろん今の中になってるところですよ。はい。形はだから変わらないですよ、細洞はね。

はい。それは伺っております。いかがでしょう。そうすると今の話で、部会長さん答申を、一応たたき台みたいのを考えておるわけですが、今のようなことを、今日の段階で出た議論を頭に入れて、松島貞治委員がおっしゃいましたけども、ああいう方向で、大体今までの考

え方そうだったと思うんですけどね。答申まとめによろしゅうございますね。

松島（貞）委員

はい。

幹事（河川課）

河川課ですけれども、先ほど高橋委員から生活貯水整備事業について、これに農業用水のみでも事業採択されるかというご質問に対しまして、今調べましたところ、生活貯水整備事業につきましては総合開発する中での事業で先ほど言われました農業用水が新規開発の場合、新規に水利権を取得するケースを考えますと、総合開発という意味で、農業用水であっても考えることができると考えてます。ただし、生活貯水整備事業でございますけれども、治水効果よりも農業用水の容量の分が大きくなってしまうと、それは農業用ダムということになってしまうので、そういった意味ではこの事業の対象には考えられないということです。また、現状の慣行水利権の中で考える場合につきましては、一般的に治水ダムの中の不特定容量の中に含まれておりますので、これについては治水ダム建設事業と通常考えております。以上です。

高橋委員

はい、ありがとうございました。

宮地委員長

それでは、よろしゅうございますか。はい、どうぞ。竹内委員。

竹内委員

ちょっと確認しときたいんですけども、答申の方向に今お話あって、まとめていくという話あったんですが、その中で、今まで論議の中で、細洞ため池の26,000m³をさらに増量して拡幅するという案に対して、この間のお話ですと10センチ、20haの水田面積に対して10センチとして、10日から20日間ある、もつと。

その場合にこの資料の小野地区の農業の現状のを見ますとですね、今までの歴史の中でいくと30、取水制限はパーセントそれぞれ違うんですけども、32日から60日間っていう数字がありますよね。ですから、10日から20日間、残りですと、この駒沢川部会公聴会資料の62を見ますと、問題点としてですね、農業用水の必要水量は確保できないと。要するに数値的にどの程度っていう話は出てこないんですけども、拡幅しても農業用水の必要水量は確保できないという問題点が指摘されたわけですね。

ですから、この部分を先ほどの補償という問題も含めて位置付けるかどうかっていうこともある程度の明確な線っていうかね、答申出す時に、ある程度何か方向性というのが入れておかないとまずいということが一つ。それからもう一つは受益者負担の問題もあるんですが、要するに、先ほどの断層の問題があって、拡幅についても、あるいは何か、補強ですか、補強工事についても調査が必要であるという指摘がされてて、

部会では確認されてるわけですね、そんな関係が。

ですから、それは明確に早急に調査するという、きっちりとうたった方が、それは可能かどうかやってみないとわかんないって。はい。そのことだけ盛り込んでいただきたいということを申し上げます。

宮地委員長

はい。そういうことは少し入っておると思います。今考えている中に。また、まだお見せするほどになっておりませんので、本日この委員会終了後に起草委員会、寄ってご相談いた

しますけども。はい、どうぞ。

松島（貞）委員

私も26,000m³で農業用水がダムの方、ダムを予定した分だけの農業用水が確保できないということなんで、最終的には補償って問題にもやっぱり触れておいてはほしいと思うんです。最終的には。ただ順番、こういうふうにあって、努力、努力、努力の最後の話でっていうふうな理解をしておかないと、地元の皆さんの理解は得られないのかなという思いを申し上げただけでございます。

宮地委員長

補償のことは書き方が難しいんだろうと私も思います。そうすると、よろしゅうございませうか。今日、部会長代理があられませんが、部会長あられますから、そういうことを今の今日のご意見を答申案の原案の中へなるべく盛り込むようにして、それで皆さま方にご覧いただくと、そういう方向でよろしゅうございませうか。はい、ありがとうございました。

それでは、実はちょっと時間12時前でございますが、話がちょうどきりのところへまいりました。それで、実はお昼休みにちょっと今後のことについてご相談をしたいことがございますんで、ちょっと早うございませうが、ここで午前中の審議を、駒沢に関する審議を終わらせて、午後は角間の話に集中をしたいと思っております。そういうわけで今から休憩をいたします。それで、実は今日まだお見えになっておられませう石坂さんも宮澤さんも、午後はお集まりになるそうなんでございませうが、委員の方は恐れ入りますが打ち合わせがございませうが、どっかで昼食を済ませて、12時45分に控室の方へお集まりをいただきたいんでございませうが。12時45分。そうでないと石坂さん、宮澤さんがちょっとまだ知事との何か打ち合わせがあるそうで、ちょっと遅くなるらしい。それで午後の会議はですね、大体、ですからちょっと遅くなって1時半ごろから始めたいと思っております。これは幹事会の方に申し上げるわけでございませうが。そういうわけで、今ここで休憩に入りたいと思っております。どうもありがとうございました。

（昼食休憩）

田中治水・利水検討室長

それでは、お待たせいたしました。午後の審議の方をお願いしたいと思います。委員長、お願いします。

宮地委員長

はい。それでは、大体午前中、駒沢の意見がいろいろご質問も出ましたけども、そういうことを午前中の意見も答申の中に考えながら組み入れていくということでご理解を得たと思っております。

では、午後はもっぱら角間川流域の治水・利水対策の話に入ってまいりたいと思っております。

まず前回、いろいろ質問が出ておりますが、その出された質問に対しての幹事からのお答えをお願いいたします。いろいろありますが、角間砂防ダムのことについて。角間砂防ダムについての水利権の話と砂防ダムからの取水の話、いろいろありますが。

幹事（中野建設事務所）

はい。中野建設事務所でございます。それでは、水利権に関しての協議の経過についてご説明申し上げます。私の方で説明いたしまして、その後山ノ内町でご説明を申し上げます予定でございます。

まず、角間砂防ダムの放水施設につきましては、土砂が満砂するまでの間、水がたまった状態になるため、あくまで砂防堰堤が満砂するまでの一時的な対応といたしまして、たまっ

た水の利用を図るために山ノ内町から要請がありまして放水施設のみの負担によりまして、山ノ内町のこれは負担でございますが、設置いたしました。この施設は、角間砂防ダムより下流の既得水利権者に対して、一時的にたまった水を異常湧水時に安定的に供給するための施設でございます。以下、山ノ内町から説明いたします。

山ノ内町

山ノ内町でございます。説明の方をさせていただきます。

まず、前回の説明の上で、取水と放水について整理させていただきたいと思います。角間砂防ダムにつきましては、放水口のバルブの開閉によって、湧水期の非常時にたまっていた水を河川に放流し、下流水利権者の持ち分であります維持流量を増やして、それぞれの既得取水個所で湧水による取水の減少分を補おうとするものです。こうした広い意味での取水と前回お話しいたしました。町水道も下流に水利権を持っており、砂防ダムが、建設目的であります上流からの土砂の堆積により、満砂になるまでの間、砂防ダムにより本来流れるべき水が流れずにとどまり、死に水となり、自分たちの権利が使えるなくなるため、これを使うために放水口を設置したというふうに聞いております。なお、放水口でございますので、水利権ということはありませんで、水利権についての資料を探してるまだ最中でございますが、水利権を得ておればその書類が残っていなければなりませんけれども、他の水利権の書類はございますが、ここに関する水利権の書類がございませんので、関係書類の中にないということは水利権が得ていないと推察されます。あくまでも砂防ダムが満砂になるまでの間、何年使えるかわからないが非常時に対する暫定的措置というふうに伝え聞いております。以上でございます。

宮地委員長

はい。今のは角間砂防の水利権のお話なんですが、これどうでしょうかね。その他に砂防ダムからの取水のことについての法律的な意見がございましたけど、まずその前に今のところで切りましょうか。要するに、水利権を一遍認めてもらったんじゃないかというご質問が、この間、五十嵐委員、竹内委員からあったわけですけども、それに対して今のご返事は、あくまで暫定的なことであって、水利権を得たということはどうもないようだ。書類上は確認ができない、そういうご返事だったと思うんですが、いかがでしょう、どうぞ。

竹内委員

今日配られてます『中野八ヶ郷水利史』、読んでみますと、確かに411ページのところにですね、の前段の2行目ですか、「現在まだ合意に至らず、ダムの貯水は利用されていない」と。「八ヶ郷は旧来の水利権を守ることを前提にしながら、砂防ダムの利用方法に対応してゆこうとしている」ということなんですが、その前段に、八ヶ郷は合意条件を提出したけれども山ノ内からは回答がないから合意に至ってないっていうところで終わってるってことは、これどういう経過かわかりませんが、確かに合意がされてれば文書みたいのに残ってるという言い方と、山ノ内町からは回答がなかった、八ヶ郷は旧来の水利権を守ることを前提にしながらっていう意味では、やっぱりここで終わってんのかなっていう、この文書見る限りね、それで終わっちゃってるのかなっていう、確かに今の報告の通りかもしんないなっていう印象は受けますけどね。

植木委員

すいません。ただしですね、これは回答がない段階なんですよね。ですから、これはまだ正式にだめだとかっていう話ではなくてですね、これを文章読むのであれば、八ヶ郷はですね、ある条件のもとでこの水を許可する可能性はあるというふうに私は読めるんですね。ただし、それは山ノ内側がまだ何も回答してないがためにそのまま止まっていると。したがって、山ノ内側が八ヶ郷に対してそれなりの話をして合意を得るのであれば、放水口施設管

理規則案ですか、これに沿って水は取ることはできるというふうに読めるんですが、いかがなんでしょうか。

山ノ内町

山ノ内でございます。

資料の410ページの後ろから4行目なんですけど、「この提案に対して八ヶ郷は五月、夜間瀬川専用水利権者として、次の三条件を付けてその設置を認めた」ということで、ダム放水口の設置は下流水利権者としては認めております。それから、先ほど委員さんの方からありました部分で、最後に「八ヶ郷は旧来の水利権を守ることを前提にし」と、はっきりうたっておりますので、これについては水利権は譲ってないということでございます。

それとあとですね、合意に至らず使えないという経過でございますけれども、放水口の設置については、今申し上げましたとおり、水利権者の了解を得て設置しておりますけれども、管理方法については協議の上定めとなっております。管理方法について、他の町内の下流水利権者等と協議等の時間を要したり、八ヶ郷さんと協議する前に台風等の災害によって時間が取られたりし、結果、満砂となってしまって管理も何も、水がない状態になってご破算になってそのままになっているのではないかとというふうに伝聞で聞いておりますけれども、

植木委員

すいません、私あまり理解ができなくて申し訳ないんですが、基本的にはですね、この410ページの真ん中より後ろの方ですよ、三つの条件がありまして、管理規則のですね、一つ目が、「管理者を山ノ内町として、取扱責任者を土木課長とする」と。二つ目は「放水用のハンドルの管理者は、管理者が保管する」、山ノ内ですね。そして、「干ばつ等で放水する場合は受益者代表の申出により、管理者が判断するなどであった」というようなことで、その後、「水利主体者側は明らかに山ノ内町である」というふうにここでは言われていますよね。最後の方には確かに八ヶ郷は旧来の水利権を守るということを前提にしているんですけども、これは何を意味してるかっていうことなんですね。ここでは、基本的にはある一定のその後の三つほどの八ヶ郷の条件をのめばですね、放水口の水はですね、山ノ内がですね、ある程度そこから取れるということをお前提にした話なんじゃないですか。水利権の話はですね、これは八ヶ郷は持っていると、確かに、持っているけれども、条件のもとでは水はくめまざるよってというような話なんじゃないですか、違うんですか。

山ノ内町

まず、この目的なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、町が専用で使うとか、そういったものではございません。それから水利権については、町も下流に0.02の水利権を持っておりますので、その水利権者を代表して設置したということでございます。それで、あくまでも湯水時、非常時にこれを貯留水を放流して、下流水利権者全体の維持流量を増やすという目的のための放水口でございます。取水ではございません。ですから、設置については当然ながら皆さん了解をした。ただ、そのバルブの管理方法についてはそれぞれの水利権者が方法を決めましょうという条件を付けたというふうに、この文章からは解釈取れるんですが、いかがでございましょうか。

宮地委員長

これは八ヶ郷が作られたんですね。ちょっと話が、松島信幸委員がお出しになったこの資料に話が行っておりますが、実際上はそういう内容的には関係しておりますのでご議論いただいたらいいと思いますが、今の植木委員のご解釈と山ノ内町の方の解釈とはちょっと違うわけですね。食い違っておりますね。そこところは解釈ですが、要するに山ノ内町がダム堰堤体内放水口の設置を承認するよう求めてきた。これの意味が、やっぱり水利権の話とは違うということなんですかね。そう思うのか、あるいはそれ管理してるっていうんだから、

あったかと言うんですが、ただ、本当に水利権を認めたならばちゃんとその約束はどっかで残るはずだというのが山ノ内町のご主張のようですね。だから、これはそういう意味での公文書じゃないわけですから、どういうふうにするかはいろいろ難しいところもあるかとも思うんですが、松島委員これをお出しになったのは、どういうおつもりで、この資料。

松島（信）委員

まずですね、これ部会の時にこういう問題がまったく出ませんでした。

これ、私はおかしいなあとと思ったんです。八ヶ郷の代表者が出ておりました、部会に。八ヶ郷の代表者の意見は、今まで山ノ内町との協議で、この文書にもありますように下水道の問題とか、いくつかのやり取り、つまり水争いが行われていたと。で、みんな山ノ内町に、八ヶ郷から言わせると、全部山ノ内町側に有利、八ヶ郷側には不利という結末になっておるような意見があったけれども、この角間ダムの問題についてはその時に出なかったですよ。それで、この前の委員会に八ヶ郷水利史という年表が出ましたね。この年表を見ても、この年表の2段目のところに、「八ヶ郷と他の水利団体等との関連（水争い等）」と書いてあるんですね。それをずっと調べていて、この問題が昭和53年ごろから出ておりますから、そういうところを見ても、大沼池の問題とか、志賀高原の中のため池の嵩上げ問題とか漏水問題とか、これはちょっと出ている。けれども、この問題は出ていない。ですから、何か、八ヶ郷と山ノ内町との今までの経過っていうものが、今ひとつすっきりしてません。私、部会の委員会に出でおった中での反省からすると非常に不明瞭であると。つまり、両者の和解っていうことが、下水道の時もこの角間砂防ダムの時もなくて事が進んでると。部会の時に問題になったのは、琵琶池の漏水に対する対策をやったらどうかということには確かに部会に議論されました。ですけれども、これも漏水対策をすると、今度は逆に山ノ内町の仏岩の水源は琵琶池から漏れとる水だから、これが危なくなるから、これはちょっとやばいよというようなことで、それはやるわけにはいかないという雰囲気になったというように記憶してます。というように、八ヶ郷と山ノ内町との関係がずっと、こじれたまんま現在に至っているんじゃないか。だから角間ダムを造れば両者を最後の一つの目的に合意できる、その合意が一番マッチしたんじゃないか、と思います。

だから、そういう過ぎ去ったことは今回別としましても、角間砂防堰堤について、今後どういうように検討委員会として結論を出すかっていうことについては、角間ダムありで議論をしたら、これは結論ならないんで、だから砂防堰堤をどう活用するかっていうことについては、水利権の問題とかは抜きにして、これは一つの重要資料になるんじゃないかなと思います。

宮地委員長

なるほど、はい。そうですね、今の松島委員のご意見、確かに植木委員のように話はいないかもしれないけれども、そういう昔のことは別にして、改めて砂防の利用を考えることは一つの要素にならんかと、こうおっしゃっているわけですね、松島委員。確かに前がどうであったかどうかはそれほど、歴史的なことは引きずっておるでしょうけれども、委員会としてはどう考えるかという話は別にあり得ると私も思いますが。まだ、お尋ねしたことは全部のご返事をいただいてないんですが、ちょっと先いってもよろしゅうございますか、どうです。

それでは、その次に角間の砂防ダムからの取水について、法律に違反するのかという、五十嵐委員のご質問があった、これに対するご返事はいかがでしょう。はい、お願いいたします。

幹事（中野建設事務所）

中野建設事務所でございます。

既設の砂防ダムに堆積した土砂を除石しまして、底にたまった水を現在用いられている方

法で流すことは法律上問題はございません。以上でございます。

宮地委員長

土砂を除いて水を流すことは構わない。それはまあそうだな。除きゃあ流れるでしょうね、きっと。そうするとむしろ、私、五十嵐委員が聞かれたのは、それを要するに利水に使うということに法律的な問題があるかというふうに聞かれたような気がしたんですが、そうじゃないんですかね。

高橋委員

そうです。

宮地委員長

そうですね。そっちにポイントがあったんだろうと思いますが、つまり砂防ダムを何か手を加えて、それを利水ダムの代用に使うということに法律的な問題があるかどうか、私はそういうこと、取り除いて水を流すことは、それはどうでもいいと思うんですが、どうでしょう。そういう観点からのご返事をいただけませんか。

幹事（中野建設事務所）

はい、今のとおりでございますが、あと問題となるのはその不特定用水の確保ということになります。

宮地委員長

そっちの方でご返事、ああそうですか。

幹事（中野建設事務所）

と思います。はい。

宮地委員長

竹内委員の方から、砂防ダム利用の場合の水利権について、不特定用水は確保しなくていいんだ、そこに関係あるわけですか。

幹事（中野建設事務所）

はい、そうです。

宮地委員長

ああ、そうですか。じゃあそれも一緒にお願いいたします。

幹事（河川課）

河川課でございますけども。

許可の関係になりますけれども、水利権の問題につきましては河川法の第23条というところで定められており、水利権を取得する場合、安定的な取水が基本的な条件として定められております。このためにはですね、安定的な取水というものはどういうものかということになりますと、維持流量ですとか、今お話がありました不特定用水ですね、それから施設の場合は堆砂、さらに水道の取水予定量、そういったものが合計したものが満たされるという規模の容量が必要になってくるということでございます。

宮地委員長

今の返事でわかったですか、竹内さん。

竹内委員

私はわかります。はい。

宮地委員長

わかりますか。ああ、そうですか。

高橋委員

それはわかりますよ、法律は。それは法律を言ってるわけですから、わかります。

宮地委員長

それはできないってことですな、普通は。

高橋委員

はい。

宮地委員長

普通では、法律的には難しい、できないというご返事であるということになるんでしょうね。私ちょっと勘が悪くて、すぐそこまで行かなかったんですが。ご返事を伺ってまいりましょう。それからもう一つ、これは五十嵐さん、高田さん、私もご質問しましたけども、角間砂防ダム及び貝鐘砂防ダムの土砂搬出費用の算出についてというお話、これは取れるか、費用もあつたし取れるか取れんかというお話、可能かどうかということもあつたですね、確か。道が造れるかどうか。はい、これはどうでしょう。食品衛生環境水道課ですか、食品環境水道課って書いてあるんですが。

幹事（中野建設事務所）

すいません。建設事務所ですまずお答えします。

宮地委員長

ああ、そうですか。はい、お願いします。

幹事（中野建設事務所）

中野建設事務所でございます。

前回、検討委員会で現地調査ということで、私ども現地調査してまいりました。この区間ですね、貝鐘堰堤から角間砂防ダムの間でございますが、この区間の山腹というのは非常に地形が急角度でございます。勾配が約45度ほどでございます。こういう角間川の河床と、それから林道との標高差も非常に高いということがございまして、ここへ搬入路を造るということは非常に困難でございます。このためにですね、この区間の除石をするためにはケーブルクレーンが適当ではないかというふうに判断しております。これを用いれば何とか搬出は可能かということで、それにつきまして試算をさせていただいております。試算につきましてはお手元でございます資料の中の資料3でございます。資料3の中に一覧表がございますので、これについてご説明を申し上げたいと思います。2枚目です。角間砂防ダム及び貝鐘堰堤の土砂搬出費用試算についてということであつたございまして、まず、前提条件といたしまして、1、2、3、4、5と五つほどございます。この前提条件をクリアした中で試算いたしますと、土砂搬出費の集計でございますが、一番上の四角に囲ってある表の中でございますけども、角間砂防ダムから貝鐘堰堤間の費用でございますが、これは100年という意味で書いてございます。まず土砂搬出費用といたしまして、100年間に20億7,00

0万必要だと。それから、仮設費用として1億5,000万、小計22億2,000万、これは100年でこのくらい掛かるだろうと。それから、貝鐘砂防ダムがございまして、これの除石も必要だということで、これが約4億ほど掛かるということでございます。これにつきまして内訳でございますが、下の表でございます。まず、現在堆積している土砂を搬出しなければなりません。それが次の表でございますが、表の中に1 というふうに書いてございますが、現在堆積している土砂の搬出費用といたしまして、1 は角間砂防ダムから貝鐘砂防ダムの間でございますが、約8億3,700万ほど掛かるということでございます。これはケーブルクレーンにより搬出するというところでございます。約4年間これが掛かるという予定でございます。それから少し下へまいりまして、1 というのがございます。現在堆積している土砂の搬出費ということで、これは貝鐘堰堤でございますけども、これにつきましては、直接林道から搬入できるということでございまして、これが4億200万ほど掛かるということでございます。それから、毎年堆積してくる土砂に対しまして、これも取り除かなければならないということがございまして、これが1 というふうに書いてございます。これが約毎年1,230万ほど掛かるということでございます。それから、その他に仮設費といたしまして、大きな2番で運搬費の仮設費用ということでケーブルクレーン等の設置とか撤去というもの、あるいは機械の組み立て等いろいろございまして、これが大体耐用年数10年というふうに考えていますが、1,500万ほど掛かるということでございます。これらを集計いたしますと、下の一番最後の表でございますけども、100年換算にいたしますと 番の合計で、約26億1,900万、約26億2,000万ほど掛かるというふうな、こんな試算を出しております。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課ですが、今、砂防ダムの土砂を取り除くのにいくらかというお話がありましたが、資料3をちょっとご覧いただきたいと思います。砂防ダムの土砂を取り除いて水がたまる、それを水道水として利用するという事なんですが、水道事業者が主体になりますもんですから、それを浄水場まで引っ張るという全体の経費を山ノ内町さんに参考までに、参考といいますか、試算をしてもらいました。それが3の上のイメージ図になります。右の方から、今、中野建設事務所さんから説明がありましたように、貝鐘砂防ダム4億円、角間砂防ダム8.4億円、これだけは土砂を排除する経費であると。続きましてその下ですけども、ここから3,000m³の水を取りまして、途中接合井を一個挟みまして東部浄水場まで持っていくと。この間、途中で推進工法等、特殊な工法で配管する関係でですね、そのへんの費用がかなり掛かるということで、合計ですが、下の表をご覧いただきたいと思いますが、概算費用、土砂搬出12億4,000万、それから下が水道関係で、計33億4,000万円。これにつきましては、負担の区分ですが、現在想定しております制度的なものからいいますと、県・町それぞれ6.9、26.5というような分担になるんじゃないかという資料です。以上です。

宮地委員長

はい。これは山ノ内町だけのことでございますね。中野の方にはこれは全然効力がないわけですか。中野市の方にはこういう措置は。

幹事（食品環境水道課）

ないです。

宮地委員長

ないわけですか。ああ、そうですか。

幹事（食品環境水道課）
ええ。

宮地委員長
33億。はい、どうぞ。

石坂委員

以前の中野建設事務所のご説明で、当初計画の角間ダムを造った場合に、上流からの土砂が、ダムの耐久度、100年もつ、もたないという議論の中で、土砂の流入が激しくて100年もたないのではないかという話の時に、確か貝鐘砂防ダムはその土砂止めとして十分に効果を果たすということと、容量からして定期的に土砂を、今のお話ですけど、搬出をして、なおかつその土砂は非常に骨材として質の良いものであるので、業者に売却することができて、経費的にもプラスになるというようなご説明があったかのように記憶していますが、今、搬出の費用だけのご説明ですけれども、少なくともその時のご説明の考え方で、貝鐘砂防ダムから搬出した土砂を売却した場合の、この搬出費用に対する売却の費用の割合といたしますか、金額的なものはどんな試算になるのでしょうか。100年換算で。

幹事（中野建設事務所）

中野建設事務所でございますけれども、まず、貝鐘砂防堰堤の埋塞土砂でございますけれども、当初計画では角間ダムの骨材として使おうということで、角間ダムの躯体量が大体20万m³くらいあったわけでございますして、その時の骨材としまして、工事中に15万m³くらいは必要として取ると。そういうポケットが最初から貝鐘堰堤にはポケットを造ることができたわけです。ですから、そこへ歴年といいますか、上流からの流出土砂を止めて、それで三者掘削をしようというふうに考えたわけでございます。そういうことで、三者掘削と今の当初の掘削の費用というものはそういうことでございます。それからですね、三者掘削によりまして売り上げという話になりまして、ちょっとお待ち願いますか。売り上げについてはちょっと今、試算してありません。ただ、そういうこともあり得るかなということでございます。

石坂委員

わからないということのお答えでいいんですけど、ただ以前の説明では、100年土砂で埋まってしまうという点で、もし角間ダムを造った場合に、土砂の流入量が多くてもたないんじゃないかっていう時に、定期的に貝鐘で搬出できるし、それは優良な質のものなので、売却できて、経費的にもプラスになるのでっていうご説明があったこととの関係では、ちょっと今のお答えは矛盾しているようにも思いますけども。ええ。

高田委員

一緒の質問ですが、いいですか。

これで、2ページ目で、現在堆積する土砂の搬出の方法はこれでいいと思うんですが、毎年堆積土砂搬出のケーブルクレーンがあるか。これは貝鐘の方にたまるもので、わずか1,700m³を毎年取る必要は全然ないと思うんです。これはケーブルクレーンもいらぬし、何か変ですね、これは。

幹事（中野建設事務所）

よろしいですか。まず、1,700m³の搬出でございますけれども、これはですね、当初のダム計画の時にあったわけなんでございますけれども、微細な流出土砂はどうしてもた

まるわけでございます。完全に角間ダムではシャットアウトするものですから、貝鐘堰堤でだいぶ大きいものの骨材については止めることができますけれど、どうしても流れ込むということがあります。ですから、それが大体おおよそ年1,700m³ぐらいあるのではないかと。このケーブルクレーンの形状でございますけれども、角間砂防堰堤につきましてはですね、搬出の工法とすればケーブルクレーンしかないのではないかという結論でございます。これはですね、このごろ4日の日、松岡先生、現場を見ていただきました。搬出にはケーブルクレーンが最良ではないかというお話でもございました。

高田委員

それはわかります。ただ、毎年、毎年1,700m³というのは一般には考えられないやり方ですね。だからこれで経費が上がってしまっているわけです。だからちょっと常識的な金額の算定方法じゃないような気がします。それともう一つお聞きしたいんですけど、現在のダムからの取水というのは、パイプが入って、完成直後はパイプで送るかたちになってないわけです。ここで見ましたら、この資料3のところでは、この砂防ダムから下流までパイプで送る。だから、例えば屏風砂防ダムあたりから直接取るというようなこと考えられないのか。それともう一つ、1日3,000m³でということは毎秒30リッターぐらいなんですね。それになぜ350mmのかい導水管がいるかということです。金額が全部大きくなっているような気がします。ちょっと不思議です。

山ノ内町

導水管の積算の関係でございますけれども、まず前提条件です。今の角間砂防ダムの放水口をそのまま利用いたします。放水口そのものは副堰堤の下まで、下にありますので、川底の低いところでございます。あと350mmのパイプでございますが、この資料3の一番後ろの建設事務所さんで作りました搬出計画の図面を見ていただければおわかりかと思うんですが、管路で連れていこうとする場所につきましては、上流側に比べても、はっきりと崩壊地が出ております。その部分をどうやって安定的に導水していくかということでございますけれども、その部分につきましては、シールドマシンで小さなトンネル、内径1メートル50程度でございますけれども、それで1%のこう配で持っていくと。そうしますとマンニングの公式で3,000m³っていうと350mm必要でございます。それから次の接合井の時点になりますと、通常の開削工法でできる位置までになりますので、そこからは道路こう配に沿って敷設していきますので150mmのパイプで間に合うということでございます。以上でございます。

高田委員

表流水を取水するいうかたちは当初計画されてたもんですよね、表流水で。不幸にして全然使えなかったわけですが、その時は表流水で取る計画だったわけですよね。

山ノ内町

先ほども申し上げましたとおり、この放水口は底で取水するものではございません。底で放流してその下の河道を流下させまして、夜間瀬川流域の全体の下流水利権者の持っている不特定用水分を、維持流量分を増やすという目的でございますので、今のこの砂防ダムから3,000m³取るとなれば取水設備が必要となります。あと河道のところを流しますと、当然必要な時期というのは渇水期でございます。そうしますと、河道でのロス分、それから浸透分がございます。それから他の水利権者との関係もでございますので、安定的に日3,000m³取るには水道専用の管というものが必要になります。

高田委員

いや、それでいいんですけどね、この費用を負担できますかということなんです、結局。そ

れが問題だと思います。

松島（信）委員

今、高田さんの質問と関係しましてですね、確か山ノ内町の方で、最初の取水の場所は第三発電所のあたりだと。そうすると東部浄水場へそこから自然流下するんだと。今の説明と全然矛盾しているわけですね。だから最初の角間砂防堰堤から山ノ内町が東部浄水場へ持っていくという計画と、今日出た計画との相違点が全然よくわからない。今、いろいろのことを山ノ内町の方で言われましたけれども、それじゃあ何で最初の時はそういうことはなかったんですかね。

宮地委員長

そうか、おっしゃってることは少しわかってまいりました。どうでしょう。要するにダムを造った時には角間ダムから水が引くのが必要だと。それにはこの話ないじゃないかというわけですね。

松島（信）委員

いや、角間砂防ダムから山ノ内町が東部浄水場へ持っていくという計画が最初にあったわけですね。

宮地委員長

ああ、ずっと前に。

松島（信）委員

ええ。実際やらなんだけれども。その時は角間川の途中から水を入れとるんですよ。

高橋委員

いやいや、それはね、常時取るという考え方じゃないから、湧水期の補給だから、それはそれでいいんですよ。だから今回はわれわれ委員会がね、ここから直接取る場合の試算をなさいと、こういう。

松島（信）委員

そういうことで委員会から出したから。

高橋委員

そういうことですから、これはこれでいいんですよ。ただし、これだと先ほど来の法律上からはだめですよという話になるわけですからね。

松島（信）委員

ええ、そうですね。

宮地委員長

なるほど。

高橋委員

そういうことですから、それは間違っていないんです。それはそれでいいんです。

宮地委員長

よろしゅうございますか。松島委員。

松島（信）委員

ええ、それは、今の高橋さんの説明はわかるんですけども、さっきの山ノ内の方の説明は全然矛盾した、前の説明とは矛盾しとったということですけども、こちらの質問がそういうことだということなので、よくわかりました。

宮地委員長

こちらの質問は確かにそうですね。これを取って、恒久的に取るという話ですから、それにはこういう設備があるというわけですね。

高橋委員

これはこれでいいんじゃないですか。

宮地委員長

それで、試算がどうか、この金はもてますかという、それはまあ考えなきゃならんことなんでしょうけれども。要するに砂防ダムから取ると、お金としては、さっきも伺ったんですが、これが中野の方までずっと御利益があるんならまだあるんですが、山ノ内町だけですね。それで33億っていうと、今までの話よりもかなり金が掛かるということになるわけでしょうか、これは。この試算によれば。どうぞ。

高橋委員

いいですか。町が浚渫の金を出すということがね、どういうものでしょうか。これは少なくとも砂防ダムっていう定義である以上、町がどうして、浚渫を町の費用で出さなくちゃいけない。これは県が当然やる費用じゃないでしょうか。

幹事（中野建設事務所）

最初に石坂委員さんの方からちょっとお話ありました、たぶんその三者掘削のところ、費用が、今回の掘削もその費用売ったらどうかという、そういうお話ですね。今、何しろこういう情勢ですね、15万とか20万m³の土砂をですね、買い手が付くかどうかということがまず問題が一つあります。それともう一つですね、これからも出してくわけございまして、やっぱり今の経済情勢では非常に苦しいということで今回の試算はこういうふうにさせていただきました。

石坂委員

大変よくわかりました。それはじゃあ当初計画のダムの場合もついて回る問題ですよ。売れないということに関して。

幹事（中野建設事務所）

だから、当初計画のダムはですね、自分で自分を使っちゃうんですよ。ですから、自分のダム本体の骨材として使っちゃいます。ですから、最初からそれを売るんでなくて。

石坂委員

でも、そういうご説明でしたよね。土砂でダムそのものが埋まってしまって100年もたないんじゃないかという質問に対して、定期的に浚渫をして、しかもそれは有料で売るので心配はないというご説明だったんで、私はあえてお聞きしたんです。

幹事（中野建設事務所）

わかりました。これはですね、先ほど言いましたとおり、毎年量が少ないんです。一気に

10万m³とか20万m³という量でなくて、毎年流れ出すものっていうのはもう1,000m³とか2,000m³とか、台風の際に数万m³出ますけれども、通常は1,000か2,000。そうするとですね、そういう範囲だと売れる可能性があるかという判断でございます。それからもう一つ、今の砂防の掘削でございますけど、砂防ダム本来の姿はですね、満砂になってそれで効果があるという前からのお話がございました。今回目的が取水という話になりますと、やはりその利用者の負担が適当ではないかというふうに考えます。

宮地委員長

ああ、そうですか。目的を変えたから、それに金が出るのは当たり前だと、そうですか。

はい、その他いかがでございましょうか。

いずれにしても、これはだいぶこのとおりにいけば金が掛かって、山ノ内だけで33億、試算ですが。中野の方はちっともプラスにならんですね。今の土砂搬出費用のことはどうでしょう、よろしゅうございますか、一応ご質問いただくとして。

高田委員

やはり1,700m³、毎年やるなんていうのはちょっと考えられないです。堆砂が進んで、例えば30%ぐらい堆砂してしまつたと。それで数千、1万、2万。だからここではケーブルクレーンを毎年撤去して、また付けて、そんなアホなこと考えられないですよ。だから、これはものすごく不真面目な積算だと思います。

幹事（中野建設事務所）

すいません。

中野建設事務所でございます。

ケーブルクレーンの毎年というお話を今いただいたんですけども、仮設費用の中の内訳の中に、耐用年数10年程度と書かさせていただいてございます。ですので、10年間そのまま付けておいてそれで撤去するというのでございまして、1年に割り返すと、1,500万が150万ということになります。

高田委員

これ、国立公園だから毎年設置、撤去って書いてますでしょ。

高橋委員

いやいや、普通地域ですよ。

高橋委員

これそうですか。この1ページにね、「索道については、国立公園内にあるため毎年設置・撤去」、違うんですか。それともう一つ、角間砂防ダムに入った土砂の撤去以上に貝鐘の方に普段たまるものを撤去すべきだと思うんですね、むしろ。だから細粒で細砂、シルトっぽいのは下流にくると思うんですが、粗砂のレベルは貝鐘の方にたまるはずですよ。だからそっちから直接ケーブルクレーンじゃなくて搬入路で入って出す、それだったらわかるんですけど。ですから、ちょっと何かこれは不思議な表ですね。

幹事（中野建設事務所）

まず、貝鐘堰堤の方の話を最初にさせていただきますが、貝鐘堰堤の方は当初のダムの計画からですね、三者掘削と言いまして、この費用には計上してないわけでございます。実際には一番主に堆砂するであろうと考えております。そちらの方は石坂委員の方からもお話ありましたとおり、三者掘削で当初の計画どおり運び出すという考え方でございます。それから次。

国立公園内の問題でございますけども、現在の位置は普通地区ということでございまして、環境庁と協議しながら、許可を取ればそのまま継続して置けるということでございます。

宮地委員長

ああ、そうですか。そうすると前提条件の一番最後は協議すれば可能だっていうことですか。そうですね。はい。まだもう一つございまして、松島貞治委員が角間砂防ダムの写真があるかっておっしゃったですね、あれはご覧ですか。はい、どうぞ。

幹事（中野建設事務所）

はい。中野建設事務所でございます。管内の管内図にございました角間砂防ダムでございますけども、この写真は平成6年あるいは7年ごろに撮影されたものということでございます、はい。

宮地委員長

年代がわかればよろしいですか。はい。

それでは、いろいろ前にお聞きしたことについてのご返事をいただきましたが、いかがでしょう。そのことだけでなしに、全体の話に移ってよろしゅうございましょうか。

それではいろいろ議論をしまいいりました。角間の話で結局ちょっと思い返してみますと、角間の治水の話が一つあって、これはパラペットと河道改修、そんなに高い金ではないという試算がございました。それからあと、利水のことでございますが、ダムを造るという話はもう一つ片一方にあって、角間は要するに両論併記でございますが、あとあるのは、この委員会でいろいろ出てきましたのは、前からあるのが井戸案、井戸掘削案。それから、この委員会で新しく出ましたのが砂防ダムの利用と、こういうことでございます。ダムを造る方はダムを造る方で非常にはっきりしておりますから、話はそう置いといてよろしいかと思うんですが、利水について、要するに井戸と砂防ダムの利用っていうのは、どちらを取るかという話に、もしダムをやめるとすればあるわけですが、そういうことについての少し考え方を、お話しをいただきたいと思えます。特にこの間から問題になっておりました砂防ダムについては、一つは砂防ダムということをやっているところを利水ダムに実際利用して、そこから水を取ることが可能か、法律的に問題がないかということと、それから、それについては法律的に問題があるかないか。それから、利水権者との話し合いはどうなるだろう。利水権の問題、水利権。それと実際の費用がどうなるか、そういう話だとダムについては思えます。それから井戸については、場所は特定いたしません、3,000m³と1万m³をやるとすれば、大体掘りようにもよりますが概算として、こうこう、こういうお金になる。やっぱり問題として、市町村の負担はかなり大きいではないかと、こんな話だと思えます。さて、そういうことを総合して、今日のご意見も承って、ちょっと全般的な話を、ご意見を承りたいと思うんですが、いかがでございましょうか。どういうところから始めていいか、私もちょっと話が。率直に申しましてね、井戸を掘るっていうのは普通に考える方法だと私は思えます。それについては、どこに掘ったら水が出るかとか、いくらぐらい金が掛かるか。こういうことで、わりかし考えやすい話である。一方の砂防ダムの方については、ちょっとまだ私、難しいという話を聞くんで透明性に欠けるんですが、あの二つ砂防ダムを、問題として、やっぱり法律の問題はどう考えたらいいですかね。やっぱりそこは、もしですよ、もし砂防ダムをぜひ利用したいというのなら何をクリアしなきゃいかんのか。やっぱり用途変更っていうことになるわけでしょうか。そういう点、やっぱりこれは現行の法律では非常に難しいっていうわけでございますね、前からのご説明だと。ですけど、それを何か越えるような手だてというものは、タイムスパンもございましょうし、現実の壁もあるんでございましょうが、そのへんについての見通しというものは何かございませんか。はい、どうぞ。

高橋幹事長

幹事長の高橋でございます。

今のところですね、砂防堰堤をいわゆるダム機能を持たせるということは法律上できないというようなかたちになっています。その条文は私も完全に精査して、どこがというわけではございませんが、今のとこできないという国交省なんかの見解でございます。これから、それはじゃあ本当にできないのかというのが、機能的にですね、あるいは物理的にですね、できるようなものであればですね、それは本来使えてもおかしくないわけですし、それはあくまでも法律がそういうかたちになってる、あるいは場合によってはですね、法律にあります補助金の要綱でそうなっていると、これはたぶんそうじゃないと思うんですが、補助金の要綱でなってますね、目的外使用だからだめだと。他の例でそういうことがございます。そういうこともございましてですね、今すぐは難しいかと思いますが、例えば構造特区というようなものが今かなり認められておまして、全然違う分野ですけれども、長野県からかなりの数を出しておまして、そのうち幾つかは既に認められたものもございまして、今後認められる可能性も高いというようなものもございまして。これは、構造特区につきましては皆さん方、委員の方よくご存じのとおりですね、要するに今までの法律ではないかたちのことができるというようなものでございまして、砂防堰堤からですね、水を取るのが今の法律上できないと。それが物理的にですとか、あるいは安全性とかですね、そういうものでできないというわけじゃなくて、単に法律上の問題だと。規制とかですね、運用というのであれば、それは構造特区等を用いればですね、変えられるという可能性は十分あるかと思いません。以上でございます。

宮地委員長

ああ、そうですか。そうですね、やっぱり構造特区というようなことを考えれば可能性はあると。これはちょっとスパンも長くなるかもわかりませんが、今の幹事長のお答えは、決してそれはだめだと言っているわけじゃない。むしろ可能性を残してはいただいていると思うんですが。そうすると、これはひとつわれわれとすれば考えてみる要素にはなる。どこまでポイントにするか別にしまして。ただ、もう一つの水利権の問題っていうのはどういうことになりましょうか。やっぱりさっきの話で、山ノ内町と八ヶ郷とは話が付いていない。やっぱりそのところは何かやっぱり今の構造特区の話と少なくとも並行してどっかで話を付けなきゃいけないんでございましょうかね。どうなんでしょうか。はい、どうぞ。

幹事（中野建設事務所）

最初のダム計画からもございましたとおり、不特定利水容量といいますか、それがですね、構造的に今の幹事長のお話のとおり可能であったとしても、今の段階では下流の水利権というものはどうしようもなく生きていくというかたちでございます。

宮地委員長

今の状況ではね。下流の水利権生きている。だからやっぱり話を付けなきゃいかんという見解なんですね。付くかどうか難しいです。松島委員どうぞ。

松島（貞）委員

幹事長も言われてたとおり、状況というのは非常に変わっておりまして、今の質疑の中でも、現行法での解釈というはもう私ども十分わかりましたので、答申に向けてということでございますが、私もまったく素人で、夜間瀬川の角間ダム計画で現地を見た時には、大変に山も急しゅんで河川にも石があったりいろいろで、ここはダムが必要なんだろうなということ一番思ったところではございますが、こういう流れの中の議論の中で代替案を考えるとしたら、貝鐘砂防ダムと角間砂防ダムの間に大きい角間ダムを造るという案でもございまして、そういうように思うと、導水等の距離も砂防ダムからと変わらない、当初の言うこと変

わらないということも思ったり、また、角間砂防ダムの建設経過が、今日松島先生示された、コピー取られたこの水利史を見ても、町としても貯水して利用を考えたというような経過もあることを思うと、ダムなしで考えていくとしたらやっぱり、砂防ダムからの貯水利用というのはやっぱり真剣に考えるべきだと思っております。むしろそういうことが「『脱ダム』宣言」に発した長野モデルっていう点から言っても、従来の現行にとらわれずに、この砂防ダムの水を利用するようなことを提言していくことが必要ではないかという点で、砂防ダムからの取水、例えば導水管の費用にも上水道というのか簡易水道っていうのかの補助金は載って、国の補助がないという試算がされておりますが、それも上水道として認めて、そういうダムから取水すると同じような水道施設としての工事ができるような努力もすべきであろうし、そういう方向を考えていくことがいいんじゃないかって思います。ただ水利権に対しては、このたった4ページのこの資料だけ見ても、当時八ヶ郷の皆さんにすると、県と町にどうもやられたみたいな印象がたぶんあるというように思っておるんで、今こそ前の答申でも話があったとおり、今こそ県が乗り出してですね、この水利権の調整というのはすべきことであろうというふうに思いますので、そういうふうな、ぜひ答申にも加えていただきたい。

宮地委員長

そうですね。今、砂防堰堤の利用ということ、かなり積極的におすすめになるというご意見。それだけでよろしいっていうわけじゃないと思いますけども、どうぞ。

高田委員

前の時、委員会でも出てたように、井戸というのは中野市に対しては必要だと思うんですね。それで松島委員が前言われた、そういうところの可能性のあるところの調査を早急に始めるべきだと思います。山ノ内町に対してはダム、あるいはこれが豊水水利権的な解釈止まりだったら、恒久的な水源としての井戸調査も並行する必要があるかもしれません。今、幹事長、松島委員が言われたような、新しい動きを長野県として加速するんだというんだったら、山ノ内町に対しては、井戸はまあいいとは思いますが。

宮地委員長

ああ、そうですね。今の高田委員のご意見、そうですね、今の話伺って、上の方に砂防堰堤に利用しても中野市の利水にはあまり関係ない。それから井戸は必要だとおっしゃっているんですね。中野市に対しては、中野市の利水問題は井戸ということをおっしゃったんですね。

高田委員

この水が中野市にもし届かないのであればということです。

宮地委員長

それから、山ノ内町の方は砂防ダムというのが一つの選択肢。それから、井戸もあり得るとおっしゃってるんですか。

高田委員

はい。もちろん、こちらの可能性が非常に高ければ、たぶん山ノ内町の井戸はいらないと思いますけども。

宮地委員長

ただ、上で取ったのは中野市の方の、砂防堰堤利用してもその水は中野市の方には行かないでしょ、これ。だって皆、3,000m³ですもんね。行かないわけですよ。だからこれは山ノ内町だけだと思いますが。もう一つ、井戸の方は今までの話、まだどこに掘ったら

いいかっていうことはわかりませんが、全体的にどうでしょうかね。いや、つまりもう一つはね、今のこの砂防ダムっていうの、やっぱり金掛かりますね、率直に言って、かなり。金をかなりくう。そうして、それと山ノ内町自身にしてみれば井戸を掘る方が安いですよ、負担は。そういうことになります。そのへんの兼ね合いもあると思うんですが。どうぞ、いろいろどうぞご意見、出してみてください。井戸っていうのは平凡ですが、水が出さえすれば、わりかしいような気もする。どうぞ。

高田委員

いいですか。

先ほどの質問にも関係するんですが、この砂防ダムからの取水の金額というのは導水管の方が高いんですね。それで松島委員言われたような、そういう新しいかたちだったら、表流水として下流で取れば、これは必要なくなるわけです。ですけど、高橋委員が言われたように、要するに在来の慣行的な、法律論の慣行からいったら、これは難しいというような話なんですけど。この導水管というのは非常に金額高い。ですから、これをもしここまでやるんだったら井戸の方が安いと言わざるを得ないですね。ですから、浚渫するのは、これはいろんな名目が立って、外向きには砂防ダムの容量を回復するんだというような名目で県がやってもいいわけだし、ですけど、この水道施設というかたちの導水管の金額はちょっと大きすぎて、これは地元では負担できないんじゃないですかね。このままだったら。

宮地委員長

このままだったらね。

高橋委員

いいですか。水利権の問題がありましてね、直接という、解決するにはこれしかないだろうという方法だと思うんです。本来はそうでなくて、先ほど法律に違反しないようにやるにはどうようにやるかっていうのが一つあるわけですよ。それはどういうことかって言いますと、砂防ダムの浚渫はやると。必要容量を確保するように浚渫はやると。豊水量の水を使うことについては水利権問題ないわけですから、既得のいわゆる正常流量を流して、豊水量だけを表流水を下で取れば全然問題ないわけです。これは法律にも違反もしないし、何にもないわけですよ。そうでしょう。それが一番いい方法なんですよ。ですから、その砂防ダムの浚渫そのものが違法なんですよ、目的が違うからね。土砂をためようとして造ったダムを土砂を取ってことが違法になるわけですから、私はそれは用途替えしたらどうでしょうかという案も出しているんですが、暫定的でも、お金の掛からずに、法的にも問題なくやるためには、浚渫だけは法以外ですがやらしてください、ポケットを造ってくださいというやり方で、豊水を流すわけですよ。今ある施設を使って調整しながら、正常流量を保つわけですよ。そうしますと、既得の水利権者にも何ら影響を与えないわけです。それ以上のものをポケットのものを表流水から下流で取ればいいわけですよ。これは何ら法的にも問題はないわけですよ。

宮地委員長

そうですか、そういう手があるんですか。

高橋委員

それはもう皆さん知っているはずですよ。だけれども、水利権の問題とか法の問題があるということだもんですから私はそう言っているだけで、ポケットが大きく、砂防ダムもポケット大きくすればそれをやればいいんですよ。ためておいて、あのバルブを使って、豊水権を使うことは何ら違法ではないですよって、先ほど答弁はあったでしょ。

ですからこれをやればいいわけです。下流のいわゆる流れ込みの取れる最低限のところま

で流して川を、そこで取水すればいいわけですよ。これは本当にわずかな金でできるわけです。

植木委員

よろしいですか。まさに今のことはこの資料の410ページで言ってると思うんですね。その410ページのところでは、基本的には水利権は八ヶ郷ですね。これはもう今はもうどうしようもない、譲れない。ただし八ヶ郷はですね、八ヶ郷の土地改良区の水利権を尊重してくれればいいんだよっていうことを言っているわけですよ。それは正常流量流してくれればいいんですよってことなんです、基本的には。だから山ノ内はその前の方で、ダム の 堤 内 に 放 水 口 を 設 け て、バ ル ブ の 開 閉 に よ っ て 湯 水 時 に 貯 水 を 放 流 し て、上水道に利用したり下流の水量調節しようと構想したわけですよ。そういうことなんです。だから下で取ってもいいです。それなりの八ヶ郷の分の水はきちんと流せば。ためた水のある程度多めに流して、その分を取ればいいわけですよ。ですよ、基本的には。山ノ内はそういう理解でいいですよ、だめなんですか。

山ノ内町

今のお話は、今持ってる3,000m³を湯水時に取るための方法であって、新たに3,000m³取るには水利権が必要ですからだめです。

宮地委員長

やっぱり新たに取りっていう必要があるんですよ。今、山ノ内町の水にすると。減るんじゃないの。ぼくもそこはよくわからんのですが。

植木委員

ああ、そうなんですか。

高橋委員

ですから、それはわかるんですけども、でも、砂防ダムに貯留する分は使っていないんじゃないですかっていうこと言ってる話ですよ。それは新たな行為なんだから。ためた分は、わかりますよ、法律はわかりますよ、だめなことわかります。いいですよ。答弁いきませんよ。

それは当然ですよ。そんなことくらいわれわれ知ってますよ。でも今度の、脱ダムによって砂防ダムへためたと、そのものは使っていないんじゃないですかということなんです。それは新たな行為なんだから。権利はないですよ、わかりますよ、わかりますよ、権利。ためたっていうものは使っている。

宮地委員長

権利の問題じゃなくて、

高橋委員

ないんです。

宮地委員長

要するにダム の 砂 防 の と こ の 砂 を 取 っ た ら、水は余分にたまる。その余分にたまった分は使っても構わないだろうと。

高橋委員

構わないと言いますか、使っても、それくらいは認めてもらわなきゃ、何にもできないじゃないですか。

宮地委員長

それで、下の方には影響は及ばないはずだとおっしゃっているんですね。

高橋委員

影響はさせないよという、そういうことですよ。

宮地委員長

そういう解釈できます。どうぞ。

幹事（河川課）

今の豊水の話になりますと、いろいろ出てまいりましたけれども、豊水水利権。

高橋委員

豊水水利権ですよ。

幹事（河川課）

この前特区でちょっとお話ありましたけれども、その絡みになってくると思うんですが、その豊水水利権の場合もですね、当然下流域の同意が必要になりますし、さらに、暫定の場合も必要なんですが、代わりの水源も必要になってまいります。あくまでも豊水ですから取れる時期と取れない時期があるということで、代わりの施設が必要になるという条件が付いてまいります。

高橋委員

あのね、私正式なものは全然語れないんですよ、ね。法律上間違っているっていうものをね、どうやってやるかっていうことを今やっているわけですから、皆さんの答弁聞くと何にもできないですよ。ダム以外何にもないんですよ。

高田委員

一番素朴な質問ですけどね。砂防ダムからパイプでこっ持ちってくるのと、流して下で取るのとどこが違うんですか。それは、違うんですか。

高橋委員

いや、いや、それは直結するのと豊水所と違いがあるわけです。

高田委員

違うんですか。

高橋委員

豊水の場合は関係ないんですよ、水利権は。

高田委員

ああ、そうですか。

高橋委員

正常流量流して、いわゆる豊水水利権なんですよ。だけれどもそれもね、今言われたように同意がいるとか、そういうのは当たり前の話なんですよ。

宮地委員長
いるんですね、やっぱりどうやら。

高橋委員
そうしたらね、ダムしかないんですよ。すべて満足するにはダムしかないんですよ。それを前提でやるなら楽なんですよ。

宮地委員長
そうですか、ダムしかないですか。

高橋委員
ダムならないですよ、水利権の問題なんか絶対出ないですよ。

宮地委員長
じゃあ、井戸だったらどうですか。

高橋委員
今の法律ではないですよ。

宮地委員長
井戸は。

高橋委員
井戸はいいですよ。お金が掛かるわけじゃないですから。

宮地委員長
ねえ、そうでしょう。だから、いわゆる砂防ダムを利用しようと思うと、今のような、いわば要するに砂を取って、そこへたまった水を黙って使っておるということですね、高橋さん、率直に言うと。

高橋委員
いや、黙ってではないんです。豊水水利権だけもらえばいいんですよ。

宮地委員長
だから、それには今の話で、やっぱり豊水水利権をもらうっていうのは、やっぱりどこかで認可するわけですね。

高橋委員
それは、県から認可してもらえばいいわけです。

宮地委員長
そうすると、今の話、暫定的な話だから、恒久的な設備がいます。こういう話は、やっぱりそれはちょっとあんまり否定できないですね。必要だということは、わかりました。はい。石坂委員どうぞ。

石坂委員
ちょっと堂々巡りのような話になりますけど、先ほど幹事長からね、特区のお話もありましたけど、今やっぱり新しい到達点の中での考え方として特区の考え方とか規制緩和とか、そ

ういう話が出ているのは、今も水利権の問題とかね、砂防ダムからの取水の問題で堂々巡りしてるんですけど、一律の法律だけではやっぱり適用できないものを、地域の実情に合わせてどう柔軟に運用していくかっていう、やっぱりそういうこのダムや利水の問題だけじゃなくてね、全体としてやっぱりそういう考え方を地域の実情に合わせて適用していこうっていう方向にきていると思うんですよ。もっと簡単に言えば、あるものを有効に利用していこうと。だからそういう中で、特にこの今の角間の問題について、現時点でいろんな方法はあるんですけど、結論的には市町村でより財政負担が安くて済んで、安定的に水が確保できればいいわけですよ。だから今、砂防ダムを利用する方法とか、井戸との組み合わせとか、それが暫定か恒久かっていう話とか、最終的に今も話出ているように、財政負担やいろんな現実性っていう問題を検討していった場合に、治水の方は基本的には多少検討は必要でしょうが、治水の目的でのダムをどんなことがあっても造らなければならないということではないということは、ほぼ結論出てきているわけですので、利水問題の解決をどうしてかかっていうことにおいて、今出ている話のどれもが、例えば特区の申請しても認められない期間とか、一定の検討する期間の間に水が足りない、どうするっていう話の時には対応していかなくちゃいけないっていう問題が出てくるっていうことがあって、そう単純にはいかないと思うんですけど、そういう中では、今も話出ているように、選択肢として財政負担の問題が最終的にどうなるかっていうことを検討しての上なんですけども、やっぱり利水専用ダムとか、そういうこともね、視野に入れるっていうことは出てくると思うんです。でも、そのすべての前提として、今までの、例えば現行の法律がこうなっているからだめなんだっていうことから始まるのであれば、今出ている話のほとんどはもう元に戻らざるを得ないわけなんで、全体の流れの中で、現実はどう一番費用が負担が軽くて済み、安定して水が確保できる方法が見いだせないかどうかっていう、いくつかの選択肢をここではやっぱり探っていくしかないんじゃないかと、そう思いますけどね。

高橋委員

ですからね、われわれ委員が答申するのにもね、やはり実現可能に近いもので答申しなければですね、お金の心配もいらぬよという話じゃないわけですから、やっぱり知恵を出し合って、できるだけ安く、今、石坂委員が言ってるように、そういう答申にするためにわれわれやっているわけなんですよ。ですから、こういう方法はできないでしょうかと、こう詰めてきているわけですから。

宮地委員長

そうですね。お金の問題と考え方の問題もやっぱり混ざりますですからね。やっぱり、それで時間的にどういう見通しが、どの程度の見通しがあるかということもやっぱり頭の中に入れないと、現実的な答申になりにくい。だから、今の段階で一つだけに、これで行こうというふうに一本やりになれるかどうかは、なかなか難しいところもあるような気がするんですが。

高橋委員

まず、期間が掛かるということがありますので、やっぱり一本に絞っていくというのは、ちょっと大変だろうと私は思いますね。やっぱり両論、井戸とね、両方ということでしょう。

竹内委員

一つの考え方として、市と町の負担の関係もあるんですけども、県トータルとして、要するにダム造った場合の事業費と、いわゆる利水に対する対応としてのとらえ方を両方比較して、トータルとして村に負担掛けない方法、あるいは県が負担すべき方法、黒沢の場合もね、かなり掛かる、ものが負担しなきゃいけないっていうのは利水の関係あったんですけど、そういう観点に立って考えると、ダム事業費そのもの、ダムの場合は236億円ですよ。

それで、そのうちの県の負担っていうのは58億ですね、約59億。

こういうことを考えながら、先ほどの井戸の関係についても前回試算した金額でいくと出てますけども、かなり井戸の場合も負担が結構、市町村負担というのでいくと、中野市がダムの場合よりも増える、山ノ内についてはかなり増えるという試算がされてますよね、井戸の場合。

宮地委員長

両方で確か30億ぐらいですね。

竹内委員

そうです。そうですね。

宮地委員長

17億と15億くらいあったと思います。

高橋委員

そのことは一つクリアしなきゃいけないことを前提にして、やっぱり、かといって、井戸が必ずやって調査した結果水質が保証され、いわゆる量も確保できるかっていうことも調査してみなきゃわからない。

宮地委員長

そういう問題ありますね。

竹内委員

ですから、一応部会で出たものは、いろんな案を検討したんですけども、代替案については井戸水ですということになってますが、かといって、その都度、全体のいわゆる町や市の計画の水の予測がですね、いきなりいるわけではない。したがって、順次その井戸が調査をした段階であるとするればそれを活用していくということでレベルを上げていく。しかし必ず13,000全部が、じゃあトータルを井戸で賄えるかどうかという保証はどこにもない。したがって、いろんな複合案を求めて、ケース・バイ・ケースもあるんですが、例えば先ほど特区の話も水利権も絡むと。そうすると特区も実際には努力はしてやってみるけれども、実際にはどうなるかわからない。となると、今、利水ダムという話も出ましたけども、利水ダムの場合、部会での試算では、いわゆる先ほどの水利権も考慮に入れて、利水容量の中の不特定も含めてダムと同じ容量で計算しますと、大体約130億という数字が出てるわけですね。しかし、実際に井戸で間に合わせれば、その時にもしどこにも水がないという場合には、例えば利水ダムですよといった場合には、その量というのは減ると思うんですよ、要するに全体に水道水、貯留しなきゃいけない量も減ってくし、そうすると一定の不特定を絡め、なおかつ水道用水を絡めた上で、例えば利水ダムを造る場合でも規模が縮小されていくっていう可能性がある。あるいは今の砂防から取る場合にしても、いわゆる砂防の中の、じゃあ不特定っていうのはどのくらいあるんだっていうことも含めて再検証を私はできるんじゃないかなっていう気がするんですね。そうすると、水利権の問題もクリアできてくる。ですから当面そういう複合的なもので、お金の問題残るんですが、ただ、恐らくいろいろやってみても、ダム造るよりは安く済むんだろうなと。しかも治水に関しては、多目的になるんではじゃあ同じじゃないのって言うんだけど、治水に関して言うと、代替案の3億3,000万で終わっちゃってるんですね。だから、そこがだからどっちが特なのかという方法を、だから利水ダムを視野に含めて私はクリアすべきじゃないかなという気がしますけどね。はい。

植木委員

今の竹内委員の案には賛成、複合的な考え方ということが、やはりこの場合にはどうしても必要になってくるんだと思うんですね。それと同時にですね、ちょっと私は部会委員だったんですが、その時出れなかったんですが、基本的には将来の水の必要量ですね。これがですね、果たしてそうなのかっていうのがやっぱり疑問に思って、確か中野市長も山ノ内町長も、今後の将来の可能性をですね、いろいろとあって高めに設定したいということで、部会ではそういうふうになりましたかね。利水ワーキングの方ではそれよりも確か低いはずなんですよね。その点ちょっと利水ワークの委員長でしたっけ、どういうふうにならなとお考えなのかですね、ちょっともう一度お聞きしたいなと思っっているんですけどね。

宮地委員長

それは、前に石坂さんちょっとお話になった、どうぞ。

石坂委員

部会でももちろん求められ、委員会でも申し上げてるんですけど、ワーキングの試算は、あくまで他の流域と同じコンサルタントの、いわゆる社会的必要やこれからの人口予測や、一人あたりの水需要量や、そこにプラスして山ノ内さんでしたら観光地であることや、これからの観光客の入りや、そういうことを総合的に試算したものなんですけれども、その上にさらに上方修正で、それは政策的なもので、ある意味で委員会・部会・ワーキングが立ち入れない部分としての、それぞれの水道事業者としてのやっぱり水需要予測で工場誘致、経済活性化をどうしても図って、景気浮揚を図りたいということや、観光客の過去最高入り込み数を見込んで、そうなった時に水がないというのでは困るので用意しておきたいという部分については、水道事業者も市町村が主体であるということから見ても、それは立ち入れないだろうってことの判断で、山ノ内さんと中野市さんの政策的な更新ですね、それはそれぞれの市や町でも確定されている水需要予測と思いますので、それを受け入れたといえますか、認めたというかたちになっているんですけど。

植木委員

いいですか。確かに事業者としてはそういう考え方でいきたいと。そういう思惑で今後、町の発展ということで考えればそうなんでしょうね。ただし、これまでもそうだったと思うんですが、いろんな流域において、そういう例えばワーキングが出した一つの資料、ある意味ではそれが今の判断材料として最も妥当だろうと思われるところで話をするわけですね。それを別な思惑で、さらにプラス、プラスしていくのであれば、それは途方もなくですね、現実とはかけ離れることになると思うんですね。それはたぶん砥川でもそうだったと思うんですね。確かあの時は、岡谷市長は大学が来たりうんぬんがあって、もっともっと水はほしいんだという話だったと思うんですが、決してそれが、やっぱり思惑とは現実とは違うんだという話が確かあったと思うんですね。どのへんが妥当として見るべきか。ですからこの検討委員会でも、そういった各市町村の首長さんの考え方を尊重して、じゃあそれならばそういったプラスしていきましょうよという判断するのか、それとも検討委員会は委員会なりに独自の判断でいくのかってところもですね、やはり整理しといたほうがよろしいんじゃないかっていう気がしますけれども。

宮地委員長

ごもっともなんですけど、ただ、砥川の場合考えてみますとね、あれはやっぱり岡谷とか何かもう少し下方修正したんですね。部会の段階で。ですから、部会の中でそういう議論が行われて、部会の意見として下方修正をした。そういう経過があったと思います。今の場合、山ノ内・中野の場合には確かに強いご主張があったんでございましょうが、それを部会段階では認めてきたということだと思います。ただし、私も実際、13,000m³っていうの

は本当にいるかなとは思いますが。思いますけども、今の勘定はそういうことになっている。これはやっぱり認めたと、先ほど私は思うんですが、どれだけ井戸水がいるかっていう話は、先ほどの特区の話にしましてもですね、砂防ダムの特区とか、それから井戸を掘る話にしても、やっぱりこれから時間的には少し掛かるだろうと思えます。ですから今委員会としても、もしそういう、これだけ水がいるかなと例えば疑念があったとしてもですね、それじゃあどれだけならいいかというふうには、なかなか今ところは私は言えないんだろうと思うんです。だから、そういうことを頭に置いて、これからいろいろ計画を井戸を掘るか砂防ダムをやるかわからんですが、そういう計画を作る時に、ある段階ではやっぱりそれを見直すことも考えると、そういうことは言えると思うんですがね。委員会としては、これはやっぱりマキシマムを言ってるような感じがするから、そのことも考えて実際の具体的な対策は考えると、そういうようなことなら言えるんだろうと思うんですがね。どうでしょう、植木委員、今の段階でね、それじゃあこれはやっぱり1万m³でいいじゃないかというふうにはちょっと言い切れないように思うんですが、どうでしょう。

植木委員

基本的には最も妥当な数字っていうものは、やはり求めるべきだとは思いますが。ただし、それが今すぐというわけにはたぶんいかないんでしょうということですね。そのとおり。ただしですね、それが基本的にはですね、あるどこかの思惑によってどんどん修正されていくこと自体が憤むべきではないかというような、私は個人的にそう思うんですが。それは部会で決めたわけですから、それはそれで別にあれではないとは思いますが。

宮地委員長

だからそれはね、私、市当局っていうのは、町が修正したわけではなくて、やっぱり部会が修正したんだろうと思うんですよ、今の段階では。そういう、少なくともある程度の重みを持つてる。だから、私それは決定的だとは申しません。申しません。はい、どうぞ。

石坂委員

その問題の考え方とすれば、最終的にはね、県の新しい支援策で支援したとしても、初期投資の設備費とその前の調査費に対する支援があったとしても、水道事業者の負担も当然あるわけですのでね、その場合に13,000m³の全量確保ということになるか、それとも当面最低限と言ったらいいのか、必要な量だけの確保するのかっていう話は、例えば井戸による場合、井戸を何本掘るかってことにもかかわってくるわけで、それは当然県と市町村の協議の中で現実対応といいますかね、経費が絡む問題であるだけに、何本掘るか、その中で13,000全部を見込んでの井戸を最初からもう全量確保を目的に掘るのか、段階的にやるのかということは、当然話題に上ってこざるを得ない問題ですし、その中で解決していたくしか逆はないと私はそう思いますけども。

宮地委員長

確かにそうだと思います。ただ、井戸の場合は私もいろいろ見てみると、浄水場の量が非常に大きいんですよ。あれを、例えば小刻みに浄水場を増やしていくってことはできるような感じがする。だから、ある程度のものは造ってしまわなきゃいかん。しかし、13,000m³を造る必要があるかどうか。それはまあ、ありますが。やっぱり2段階ぐらいに考えるとかね、やっぱりある途中で見直すことは必ずしてもらわないとまずいだろうという気はいたしますんですが。

松島(信)委員

それにですね、中野市だけが、山ノ内も含めてですけども、どうして今度の9河川の中で、石坂さんの方の利水ワーキング委員会が出した水量を上回るものを出したかと、出して

きたかということは、やっぱり全体の中では不公平感を感じるわけです。他の部会ではむしろ下げている部会もあるわけですから、ですから、部会でそれを認められて、検討委員会でそれを否定するっていうようなことはできないよっていうことを委員長さんが今おっしゃったけれども、それは、ある程度検討委員会の意見も出すべきだと思うんですよ。

宮地委員長

そうですね。だから見直せっていうのはね、私はそういう意味で言うわけですけども、ただどれだけならいいということはいえませんが。

松島（信）委員

それはそうですが。

宮地委員長

要するに委員会としてはね、やっぱりこれは他の方の増え方とはちょっとかたちが違う、そういうことははっきりしているわけですし、これだけいるかどうか、やっぱり疑問点はある。そういう意味で見直す必要があると私も思います。ただ、それはね、利水のワーキンググループの委員長おられていろいろ折衝をしたあげくだと思う。竹内さんどうですか、そのへんの感覚は。

竹内委員

ちょっと経過はよく私は存じ上げて、記憶にちょっとないんですが、ただ、基本的に市が計画していることを、根拠はともかくとして、一応一般的には基本計画なりっていうのは議会掛けて決めるものですね。だから、それはそれとして、えらいどうのこうのっていうことじゃなくて、ただ問題は、井戸を調査してみても実際に出るか出ないかとか、そういう中で、その1万なら1万が本当に例えばやってみた結果ね、見通しがあるかないかという中でやっぱり自然体じゃないかなって私は気がしますよね。どうするのかっていう論議だと思います。

高田委員

ですから、井戸を掘ること自体がダムに比べたらそれほど時間掛かるものじゃないと思うんですね。ですから、数本の井戸を必要とするわけですから、それを順次やっていって、その間に、委員長言われたように見直しというやつを含める。ですから町自身が客観的に見て、確かに人口は減っているとか、そういうことはもちろんどこもあるんですけど、それでも単純に統計的に「おまえとこの町は将来こんだけしかないじゃないか」というのは、あまりにも夢を、夢を持ってほしいということからいったら残酷な話だし、こっちもそれなりに頑張ってもらいたいという気持ちがあるから、それで今の段階でこの13,000m³というのは、すぐ必要という代もんじゃないと思うんですね。ですから順次、井戸だったら順次掘っていくとかたちで、その間に見直しも当然あるだろうと、そういう考え方でいいと思うんです。

宮地委員長

井戸の場合一番先に来るのは、やっぱり水源調査でしょうね。その調査をやる。これはやっぱりやってみる必要はあると思うんですが。特に県の方もそういう点は支援をしてくださると言ってますから、そこらへんでの見通しがひとつあるんだろうと私は思います。確かにね、岡谷の場合に確かに水の需要は減らしたけど、その代わり何が出てきたかということ、地下汚染の話が出てきましたよね。16億とか、60億だったっけ、あれ。そんな話が出てきましたね。だからいろんな話が出てくる可能性があるんですが。

高橋委員

いいですか。そのためにこの前現地調査もしたわけでありまして、専門の先生もいろいろ、われわれに説明をしていただきましたのでね、少なくともそういった意見は、問題は量のと水質の問題だと思えますね。それらの意見はやっぱり付けて、一応報告しておいた方がいいだろうと私は思いますね。

石坂委員

先ほどの竹内さんの意見にもあったように、掘ってみたらなかったと、どうするかっていうことも可能性としてはあまり予測はしたくないんですけどありますよね。どうしても長野県は全体としてまだまだ自然にも恵まれていますし、目の前に豊かなきれいな水が流れていますので、なかなかそういう考え方にすぐにはいかないんですけど、これはこの流域に限らず、今やっぱり世界的な流れとしても、水ももう再利用の時代にも来ているっていう到達点も一方にあるわけで、そういう全体の中で、やっぱり必要な努力はお互いしていかなきゃいけないわけなんで、いわゆる節水を含めて。だからそういう意味では、今も高橋委員からご意見ありましたように、水需要予測についても、だからすぐに全量をとってということではない考え方も必要であることや、経費も伴うことであることや、必要な見直しもやっぱり考えていくべきじゃないかというような委員会としての意見は、答申の中にはね、盛り込んでいくことは必要かと思えます。

松島（信）委員

井戸案が部会で出た時に、部会の中で何本掘るかっていう問題は水量に関係しましたが、それで、どこ掘るかっていうことを決めないと部会報告ができないという部会長の意見がありましたね。それで、とりあえず中野市の方は、中野扇状地の末端の方へ井戸を掘るといような計画が部会の中では報告として出てるわけですね。こうした成り行きでそうなったんですよ。私はそこはもちろん候補の一つではあるけれども、また別の場所で考えないと水質が問題ですと、思いましたんです。中野扇状地の伏流水というのは、上流の山ノ内町の方から汚染物質が流れ込んでくるわけですね。そのことは、部会の時も出されたんですけど、例のヒ素なんです。これは温泉排水から出てくるわけですね。それで、じゃあ山ノ内町は温泉の排水を浄化する装置をなぜ作らないのかという意見も出たんですよね。出ただけけれども、それはとてもお金が掛かっちゃって、ただでさえ温泉が傾いちゃってるのにそんな費用は出ないと。だから今は現状でいくよりしかしようないと。そういう意見が出ました。その後、公聴会をやったら、あんなところへ井戸掘ったって、今でさえ汚染が出ているのにまずいじゃないかっていう反対意見も結構出ましたね。ですから、ちゃんとした調査を踏まえて、ただ電探でどこに水があるってだけの問題じゃなくて、試掘をして、地下何メートルのメートル単位ごとにきちんと水質と水量を調べていって、そして可能なところを選んだ上に量と質をきちんと把握した上で本掘削に入るという、当然のことをやらないといけませんよね。試掘まで、今までやったんだか、やらなんだか、そういうことは部会の中では明らかにされていないわけです。それで問題は、例えば現在中野市の方で伊沢川から表流水を取ってる。あれ、表流水そのものがもう相当よくないわけですね。いろんな物質が入ってる。その原因は伊沢川の温泉水もあるだろうけれども、温泉水の他に、その上流はほとんど基盤の山でして、その基盤というのは火山じゃなくて深成岩でして、これはヒ素を混ぜてくるということはあるかもしれないかと思うんですけど、逆に夜間瀬川の右岸側は火山が折り重なっている山ですから、そっちの火山帯の方から水を取れば、ちょうど今JRでトンネルの水質がいいように、田上の水源もいいようにですね、そこんところで、やっぱり両地域の調査を視野に入れていかないとだめだと考えます。

宮地委員長

そうですね。確かにこの部会のダムによらない利水の代替え案っていうのは、やっぱり井

戸を掘るといふことは、地下水を利用するってことはなってる。それにはあんまりしっかりした、どこならいいということはないんですけども、今の松島先生の意見は、それを調べることは必要だと。もう一つは、そういう可能性はあるというふうに先生はお考えですね。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

ああ、そうですか。それがゼロだと困るんですが。実はここに書いてあるのを見ると、あれもだめ、これもだめというふうにわりに書いてある。ですが、それはやっぱりぜひやっていただきたい。

松島（信）委員

どこの部会でも井戸案が出ると、ダム推進派の人たちは、もう徹底的にだめ、だめです。そこに根拠がない。だから、ちゃんとした水量と水質を確認した上で出してこないでだめですね。

宮地委員長

はい、わかりました。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

松島（貞）委員

確か、角間川の部会長も盛んに、今、松島委員言われたこと言っておられたと思うもので、当時は調査についての補助が、補助っていいのか、県がどのぐらいの支援ができるのかってことをはっきりしてくれなければって話があって、その時には、まだ支援策は決まっておらなかったように思うんですね。そういう点では、調査しやすい環境には少しはなったということでもありますので、私も先ほどから砂防ダムのことを言っておりますが、部会の代替案が利水は、水道は井戸ってことが中心になっておるんで、先ほどの需要の面の話も少し触れながら、井戸を中心にして、砂防ダムの利用というような案というような方向でまとめていったらどうなのかなというふうに思います。

宮地委員長

ああ、そうですか。はい。これからの考え方の方向についてご提案があったんでございますが、部会のご存じのように両論併記ですが、今の委員会の中のご意見は、要するにダムなし、基本的にはダムなしで。治水に関しては河川改修で、あの程度でよろしい。利水に関していろいろまだはっきりしない問題点が多いけれども、やっぱり井戸による案というものと、それから砂防ダムの利用ということも頭に入れて、それで当面、水源調査というところに重点を置きながら、少し長いスパンで水の需要が適正かどうか、それも一遍見直す。それも頭に置いてダムなし案という方向で考えてみようじゃないかと、こういうご意見のように思うんでございますが。まだ、具体的にどうやって書いていいかわかりませんが、方向としてそういうふうにまとめていってよろしゅうございますでしょうか。ちょっとお諮りをいたします。要するに、これからあと新しいこの方法をぜひ考えるという話が出てくれれば別なんでもございますが、今日までの、角間の話も何回かいろいろ議論しておりますが、現地も見ましたし。やっぱり一つはですね、やっぱり井戸ってのはわりに考えやすい方法。もう一つはやっぱり砂防をうまく利用するということも、やっぱりぜひ一遍考えてみたいというのがご意見のように思います。ですから、やっぱり両方のことを頭に置いて何かまとめてみるってことはやってみましょうか。どうでしょう。

(いいです)(結構です)

宮地委員長

部会長代理さんいかがでございます。一遍、結論を書くと違まして、たたき台の話をちょっとまとめの意味で作ってみる。

竹内委員

はい。

宮地委員長

どうですかね。どうぞ。

石坂委員

方向はそれで結構なんですけど、その場合の、やっぱり委員会としての提言っていうか、特に現行法がネックになる部分についての提言をしてくという角度でのまとめ方をお願いしたいと思いますけど。

宮地委員長

そうですね。これ一つの方法だけでいけるかどうかがよくわからんところがある。特に砂防の話で、やっぱり提言というのがかなり強いトーンを持つだろうと思いますね。ただそれ一発でいくと、スカタンくったら全部アウトになるかもしれません。はい、どうぞ。

松島（貞）委員

出直し知事選挙以来ですね、少なくとも、県営ダムの責任者がダム造らんというのを非常に明確にしておるんで、県の幹事の皆さんと職員の皆さんも、それは何がどうあれですね、責任者が、トップがそういう方針なんで、現行法をどう、高橋さんもよく言われた、現行法をどう利用すれば、またどこを改正すればこういうふうになるかっていう、そういう立場でやっぱり職員の皆さんも考えていただかないと、責任者たるものがそれは違う、こっちの右の道を行くっていう時に、その右の道を行っちゃうと、左の道しか行けんっていうことをずっと、しか考えれんというようなことをですね、もうそろそろ方向変換していただいて、高橋幹事長のように、顔は難しくても言うことは柔軟だっっていうような、そういう雰囲気ですとつ取り組んでいただきたいということです。

高橋委員

そういう意味でね、長野モデルと言われる砂防ダムの活用っていいですか、これはね、一番大きな問題なんです。それで一概に砂防ダムといいましても、黒沢の砂防ダムと、もうそれはスケールが違うわけですから、皆さん見ていただいてね。

宮地委員長

違いますね。

高橋委員

黒沢のダムを活用するなんてできるはずはないですけども、角間の砂防ダムっていうのはね、もう造りから見ていただいてもわかるように、利水ダムとしても十分使い方によっては使えるんじゃないかっていう気がするわけですね。ですから、やはり恒久施設としては砂防ダムの活用ということだと思っんです。ポンプアップの方も、井戸もですね、今先生言われるように、非常に難しいことがあるわけです、水質の問題で。

ですから、それは絶対完全とは言い切れないわけですね。

むしろ砂防ダムの方がまだまだ使えるんだらうと、私は思っんですよ。それは確かに、今

の現行法では時間も掛かることだということもわれわれも十分認識してますのでね、やはりそういったもう少し角間砂防ダムの活用っていうのはやっぱり大きなウエイトを占めていたきたい。

松島（信）委員

ちょっと付け足しますけれども。

今の水質のことね。中野の扇状地の場合は上流の山ノ内温泉の影響もあって、水質の問題は不安感もある。調査しなきゃわからんけれど。でも、逆に夜間瀬川の右岸側の、例えば高社山で、高社山っていう火山の下側にもう一つ古い、一方、山ノ内町の高いところから平穏火砕岩っていう溶岩が下側に重なっているんですよ。ですから、その溶岩や火砕岩の中は、要するに水がたまっている水がめみみたいなものなんですよね。表層には水はないけれども、表層の水がみんな下へ染み込んでいってたまっている。溶岩の中の水はきれいなんですよ。つまり、ヒ素は発生しない。そちらの方も調査をきちんとやってほしい。

高橋委員

そのへんをね、意見として書いていただいて。

宮地委員長

はい、わかりました。

高橋委員

いいんじゃないですか。

宮地委員長

それともう一つは、利水ワーキングの方からご提案があった費用の問題について、やっぱりもう一遍ダムを建設する時に要する費用っていうのはやっぱり頭に入れて、支援もよく考えてくれと。この話はございますでしょうね、きっと。そういうこともぜひ盛り込んだ方がいいと私は思いますが。そうすると、ちょっとまだはっきりしないところがございますが、要するにダムなしで井戸案と、それから砂防ダムの利用案。こういうものを中心にして、ひとつ検討委員会の答申の筋を一遍書いてみようということでございますが。はい。お仕事でございますね。ありがとうございました。

そういうことでよろしゅうございますかね。そうするとかなり忙しい話になりますが、それでは、差し当たって、やっぱり部会に関係しておられた方が、竹内委員、部会長代理になってますが、ひとつお願いをして、私もお手伝いをいたしますし、事務局にも手伝わさせますので、それなるべく早く、話が大体透明になってまいりましたのでたたき台を作って、まず起草委員の方に見ていただいて、そこでの案を委員会に出していく、こんな方向で考えてみたいと思っておりますが、そんな方向でよろしゅうございますか。

それでは、角間の起草委員は大熊委員と石坂委員と植木委員、風間委員はちょっとお休みでございますが、竹内委員、松島信行委員、いうことでございますので、なるべく早く差し上げます。それで、できるだけ早くたたき台を作って委員会でご議論をいただく。そうするとまたいろいろまた議論が出てくるかと思えますんですが、そんな方向で考えてみたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、そういたしますと、一応方向が出ましたんで、本日、私の方からご提案する議題はもう既にないわけでございますが、何か他にいろんな点でございますでしょうか。はい、どうぞ。

高田委員

一つだけ聞いておきたいことがありまして、駒沢川の件、先ほど大事なところは終わりました

たが、私5月16日の検討委員会、欠席してたんですが、ここで議事録読んでみましたら、河川課長の方から駒沢川の例の問題になった流域面積の問題なところですが、ここで北側の農業水路は流域面積が0.2km²として算定をいたしました。この結果、北水路基準点で1/30の年確率で流量が4.2m³/sとなっているんですが、ちょっとこれ不思議に思うんです。0.2km²で、例えば時間雨量50mm、流出係数100%として単純な計算、合理式のような単純な計算しても2.8m³にしかならないんですけど、どうして4.2m³が計算されるんですか。ちょっとこのへん不思議なんで、参考のためにお聞きしておきたいと思ひまして。

宮地委員長
それは前の。

高田委員
ええ、5月16日の検討委員会で、駒沢の方はほぼ終わったんですが、ちょっと私この件に関してお聞きしときたいと思ひましたんで。

宮地委員長
ご返事いただけますか。ちょっと私今すぐにはわからんのですが。すいません、どうぞご返事ください。はい。16日ですね。

幹事(河川課)
16日に配布した資料5のA4版と図面ですか。

高田委員
それで、もうここだけでいいんですけど。要するに流域面積0.2km²に対して、合理式でごく単純に計算しても4.2m³にならないんですね。大きすぎるような気がします。時間雨量を私、例えば50mmにして。

幹事(伊那建設事務所)
伊那建設事務所ですけれども、流出量は、同じように合理式を用いており、降雨強度式は、長野県の飯田・伊那地区の1/30を用いております。

高田委員
何mmですか、時間は。

幹事(伊那建設事務所)
109mmになります。非常に流域面積が小さいため洪水到達時間が非常に短い時間になるので。

高田委員
わかります。それはわかるんですけどね、その109mmというような値は妥当なんですか。これ、継続時間はいくらですか。

幹事(伊那建設事務所)
9.5分です。

高田委員

そんなの現実にはありますか。9.5分で時間雨量100mmというような、現実的に考えていいんでしょうか。それは、あの双曲線みたいな、カーブの上でひらうとそうなんですけど、9.5分の雨で109mmで、そのまま合理式使って現実的なんですか。それはやっぱり上限があるんじゃないですか、こういうところというのは。ですから、1分ぐらいだったら200mmとか300mmになるんですよね、そのカーブの上からいって。そういう現実離れた範囲を使っていいんですか。ちょっと乱暴じゃないですかね、こういうのは。

幹事（伊那建設事務所）

手持ちのデータ等ない中で強度式等を用いて参考まで示したものです。

高田委員

わかります。そのカーブ使って出せば0.2km²の面積に対して機械的に応用したらこうなるということなんですけどね、この議事録、このまま読んでみますとね、誰でも、私なんか疑い深い人間だからわかるんですけど、一般の方だったらこれだけ水が出る、4.2m³出ると。しかもここで水路の容量からいって、これはもう周りに全部あふれてしまうという、そういう感覚になるんですよ。ですから、そういう強度式というものの適用範囲いうのを考えてほしいんです。それは技術屋の判断だと思うんですよね。根拠はわかりました。いいです。

幹事（伊那建設事務所）

例えば道路の側溝だとかを計算する場合は、時間雨量70mmとか80mmとかですね、そういうケースで計算することも結構あります。

高田委員

いや、そういうもんでいいんですかいうわけですよ。これ以上話はしても時間延々続くんですけどね、常識的な雨の範囲を超えるんですよ。ですからここは、ダム計画の時の降雨は、過去何年間から見て、時間雨量30mmなんかないんですよ。30mmがせいぜいなんですよ。ですから、その現実に起こらないことを想定してる。その基準からいったらそのとおりなんですよ。だけどそれはローカリティーで修正すべきだと思いますよ。この件はわかりました。

宮地委員長

はい、その流量のこと、この間の時は確か、そうですね16日の時、どれだけ減るかっていうことよりも、むしろ流域面積が過大すぎるということを県の方が認めてくださった。そこが一番ポイントだったと思います。だからあとは見直せという話になっておるわけでございます。

高田委員

はい。そこは存じてます。

宮地委員長

今のそれについての高田委員のご意見は、また県の方には、またご検討くださると私も思います、そういうことでよろしゅうございますね。

はい。それでは、だんだんいろんなものが出てきて下になっちゃったんですが、これで議論は終わりだと思いますが、それでは次回の委員会はですね、先ほどちょっとごあいさつの

時申し上げましたように、次回の委員会12日でございますが、その時に薄川と黒沢川、郷土沢川の答申を行いたいと思います。その時に知事がこの会場へ来てくださる、それで受け取ってくださるということでございますので、それを機会に、何か知事に思いの丈をお述べになるのも一つの方法だろうと思っておりますが、そういう段取りで予定しておりますので、時間が。

田中治水・利水検討室長

今のところ4時半ごろということで聞いております。

宮地委員長

ですから、それが済んだら、その答申でその日は終わりと、そういう予定をしております。それでは、これで委員会を終了いたしますけども、駒沢川の起草委員会、この後行いたいと思いますので、そんなに時間は取らせないつもりですが控え室の方にお集まりをいただきたいと思います。それであと検討室の方から。

田中治水・利水検討室長

それでは、次回ですが6月12日、木曜日です。場所はこの同じ場所、百景苑でお願いしたいと思います。

宮地委員長

できればですね、やっぱり今度の委員会、どうしよう時間。

田中治水・利水検討室長

少し調整させてもらって、遅れるようでしたらまた連絡します。

宮地委員長

それではね、起草委員会、例の今の角間の方の話がどうまとめるか、起草委員会の方で進め方もございますので、ちょっとご通知はたぶん午前10時からと申し上げてございますけれども、ちょっとそのへん、後で起草委員会の方の進み方と見比べて、ちょっと後で訂正を出すということで、場合によっては訂正を出すかもわかりません。そのことをひとつご配慮をいただきたいと思います。お考え置きいただきたい。ただし、やることは大体午前中から行う、これは予定しておいていただきたいんですが。以上でございます。

それでは、これで本日の議事を終了させていただきましてよろしゅうございますでしょうか。

(はい)

宮地委員長

どうもありがとうございました。それでは別室へひとつお願いをいたします。起草委員の方は、駒沢川の起草委員でございます。

(15 : 40 終了)

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印